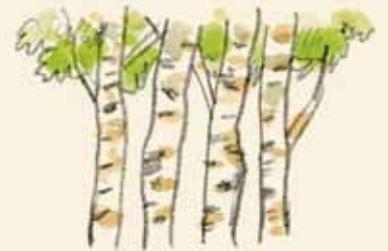


第6次

美瑛町 まちづくり 総合計画



2023（令和5）年4月
北海道 美瑛町

美瑛町町民憲章（昭和 38 年 2 月制定）

町民としての自覚と誇りをもち、あすへむかって力強く歩みを進めるために、町民の総意をこめて、格調高く平明な文で構成されています。

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

- 1 心もからだもすこやかに りっぱにつとめをはたしましょう。
- 1 互にむつみ話し合い 楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 きまりを守り助け合い 明るい社会をつくりましょう。
- 1 自然を愛し文化をたかめ 豊かな郷土をつくりましょう。

美瑛町名の由来

美瑛はアイヌ語の「ピエ」より転訛したもので、「油こい川、油ぎった川」が語源で、いずれの土地を掘っても濁水がわき出す、という意味です。

本町の開拓者は「ビエイ」となまって呼びました。「美」は美しさを表し「瑛」は王者のごとく、そして明朗な意味を含むことから採用され、美瑛と命名されました。

町章（昭和 38 年 2 月制定）



美瑛町の源であり、町のシンボルともいふべき存在の「十勝岳」をかたどり、あわせて町名の第一字「び」を図案化したもので、常に雄々しく伸びる町の発展性とひらがな字体で町民の親和を表したものです。

町の花

すずらん



町の木

しらかば



第6次美瑛町まちづくり総合計画 策定にあたって

私たちのまち美瑛町は、十勝岳連峰を背景にどこまでも波のように続く丘陵地帯が広がり、農業の営みと自然との共生が創り出す美しい景観が多くの人に愛されるまちです。

1894（明治27）年に開拓の鋤が下ろされてから120年余、十勝岳の噴火、水害、冷害、丘陵地における農業の困難さといった多くの苦難と試練を乗り越え、まちの発展に尽くされた多くの先人により築き上げられてきました。

時代は令和という新しい歴史の幕が開けましたが、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大、災害の大規模化など、国家規模の課題がますます深刻化するとともに、高度情報化社会への対応、脱炭素に向けた取組、一億総活躍社会の進展など、基礎自治体に求められる役割はより一層大きくなっています。

このような中、本町では、まちのありたい姿を描き、それを実現していくために、2023（令和5）年度からの10年間を計画期間とする「第6次美瑛町まちづくり総合計画」を策定しました。

この計画は、町民の皆さまのまちに対する思いを、これからのまちづくりにいかしていくために策定したものです。2020（令和2）年度から約2年間かけて実施しました「町民まちづくりワークショップ」での皆さんの声が、新たなまちの目標である「美瑛町共有ビジョン」という形となり、それが本計画の柱となっています。

地方に住む私たちにとって、「人口減少課題」は目の前にある危機ではありますが、一方で、国が進める地方創生政策が転換期となり、地方にもっと目を向けるべき時代が訪れていると実感しております。山積する地域課題を直視しつつも、まちの誇りである豊かな自然や強い産業、伝統ある文化をいかし、町内外の多様な人々とのつながりを大切にしながら、誰もが住みたい、住み続けたいと思える新しい「丘のまちびえい」の創造に向け、これからも努力してまいります。

なお、この計画の策定にあたりましては、貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆さま、町議会議員並びにまちづくり委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から厚くお礼申し上げますとともに、これからの町政への一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



2023（令和5）年3月
美瑛町長 角和 浩幸

目 次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1. 美瑛町の概要と計画策定の目的 | 3 |
| 2. 計画の位置づけ | 4 |
| (1) まちづくりの最上位計画 | 4 |
| (2) 関連計画との整合 | 4 |
| 3. 計画の構成と期間 | 5 |
| (1) 計画の構成 | 5 |
| (2) 計画の期間 | 5 |
| 4. 美瑛町を取り巻く社会の動向 | 6 |
| 5. 美瑛町の現状 | 8 |
| (1) 人口 | 8 |
| (2) 産業の特性 | 11 |
| (3) 住民アンケートにみる住民意識の現状 | 15 |
| 6. 美瑛町の課題 | 16 |
| 第2章 基本構想 | 17 |
| 1. 美瑛町共有ビジョン | 18 |
| 2. 目標人口 | 20 |
| 3. 施策の大綱 | 21 |
| 4. 施策の体系 | 23 |
| 5. SDGsを踏まえた施策の推進 | 24 |
| 第3章 基本計画 | 27 |
| 計画の見方 | 28 |
| 基本目標1 ひとに優しい支え合いのまち | 29 |
| 1-1 地域福祉の充実 | 30 |
| 1-2 子ども・子育て支援の充実 | 32 |
| 1-3 高齢者福祉の充実 | 34 |
| 1-4 障がい者（児）福祉の充実 | 36 |
| 1-5 健康づくりの支援 | 38 |
| 1-6 疾病予防と重症化予防 | 40 |
| 1-7 医療体制の維持 | 42 |
| 基本目標2 笑顔あふれる育ちと学びのまち | 45 |
| 2-1 確かな学力の育成 | 46 |
| 2-2 豊かな心の育成 | 48 |
| 2-3 健やかな体の育成 | 50 |
| 2-4 教育環境の充実 | 52 |
| 2-5 社会教育の充実 | 54 |

| | | |
|-------|----------------------|-----|
| 2-6 | 芸術・文化・スポーツの振興 | 56 |
| 2-7 | 人材育成の推進 | 58 |
| 基本目標3 | 地域資源をいかした産業のまち | 61 |
| 3-1 | 農業の振興 | 62 |
| 3-2 | 循環型農業の推進 | 64 |
| 3-3 | 未来につなぐ農村づくり | 66 |
| 3-4 | 畜産業の振興 | 70 |
| 3-5 | 林業の振興 | 72 |
| 3-6 | 商工業の振興 | 74 |
| 3-7 | 観光業の振興 | 76 |
| 基本目標4 | 自然と共生し生活基盤が充実したまち | 79 |
| 4-1 | 都市空間と住生活環境の整備・保全 | 80 |
| 4-2 | 道路交通環境の向上 | 86 |
| 4-3 | 公共交通網の維持 | 88 |
| 4-4 | 上下水道の整備・維持 | 90 |
| 4-5 | 雪対策の推進 | 92 |
| 4-6 | 自然環境・景観の保全 | 94 |
| 4-7 | 脱炭素社会の推進 | 96 |
| 基本目標5 | 安全で安心してらせるまち | 99 |
| 5-1 | 災害に強いまちづくり | 100 |
| 5-2 | 消防・救急体制の確保 | 102 |
| 5-3 | くらしの安全対策 | 104 |
| 基本目標6 | 希望にみちた活気あるまち | 107 |
| 6-1 | 協働のまちづくり | 108 |
| 6-2 | デジタル改革の推進 | 110 |
| 6-3 | 移住・定住対策の充実 | 112 |
| 6-4 | 関係人口の創出・拡大 | 114 |
| 基本目標7 | 行財政が健全で持続可能なまち | 117 |
| 7-1 | 広報・広聴の充実 | 118 |
| 7-2 | 健全な財政運営 | 120 |
| 7-3 | 効率的な行政運営 | 122 |
| 資料編 | | 125 |
| 1. | 第6次美瑛町まちづくり総合計画 策定経過 | 126 |
| 2. | 美瑛町まちづくり委員会名簿 | 128 |
| 3. | 企画委員会名簿 | 129 |
| 4. | 用語の説明 | 130 |

第1章 総論



1. 美瑛町の概要と計画策定の目的

なだらかな波状丘陵と雄大で緑豊かな自然環境が魅力のまち

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、十勝岳連峰の山麓に広がるまちです。十勝岳付近で起きた火山活動によって生まれた大地に、自然と人の営みによって育まれた美しい丘陵景観が広がっています。その丘には人々の苦勞と希望の結晶として豊かな農作物が実り、温泉は癒しを与え、その恵みとして貴重な地域資源が多く存在します。



2005（平成17）年には、本町を含む7つの町村により「日本で最も美しい村」連合を発足させ、失ったら二度と取り戻せない美しい景観を、まちの財産として次の世代に伝える取組を行っています。さらに、2022（令和4）年には、「十勝岳ジオパーク」における地域資源の価値やこれまでの活動が評価を受け「日本ジオパーク」に認定されるとともに、引き続き、自然と人の営みによって育まれた地域の魅力を多くの方に伝える取組を行っています。

また、本町は、まちづくりへの町民参加の推進を目的とした「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」や、まちの財産である景観を次の世代に引き継ぐために「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」に基づき、町民との対話と協働のもと、基幹産業である農業の営みが創り出す農村景観を含む環境の保全及び地域力の強化をまちづくりの方向とし、「豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえい」を目指してきました。

しかしながら、近年、日本全体として危惧される少子高齢化と大都市圏への人口の一極集中、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）をはじめとする各種感染症の感染拡大、国家間の友好関係の変化による経済への影響、気候変動に伴う自然災害の大規模化など、様々な要因により地方自治の継続性が危ぶまれています。

美しく豊かで、持続可能な田園都市の創造に向けて



本町では、1960（昭和35）年をピークに人口減少が続いており、少子高齢化の進行による地域力の低下が危惧されています。また、近年の新型コロナの感染拡大により、観光分野をはじめとするあらゆる産業において、大きな打撃を受けることとなりました。

このような中、これからのまちづくりには、持続可能で自立した行財政基盤の確立、自治体間の広域連携体制の確立や公民協働による地域力の強化等、様々な方面での取組が求められています。

「第6次美瑛町まちづくり総合計画」は、「10年先の美瑛町」を見据え、私たちが直面する様々な課題と向き合い、まちが取り組むべき施策を体系化するとともに、町民と行政が未来の美瑛町のあるべき姿を共有するため、本町のまちづくりの最上位計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「第6次美瑛町まちづくり総合計画」は、下記の性格を有しています。

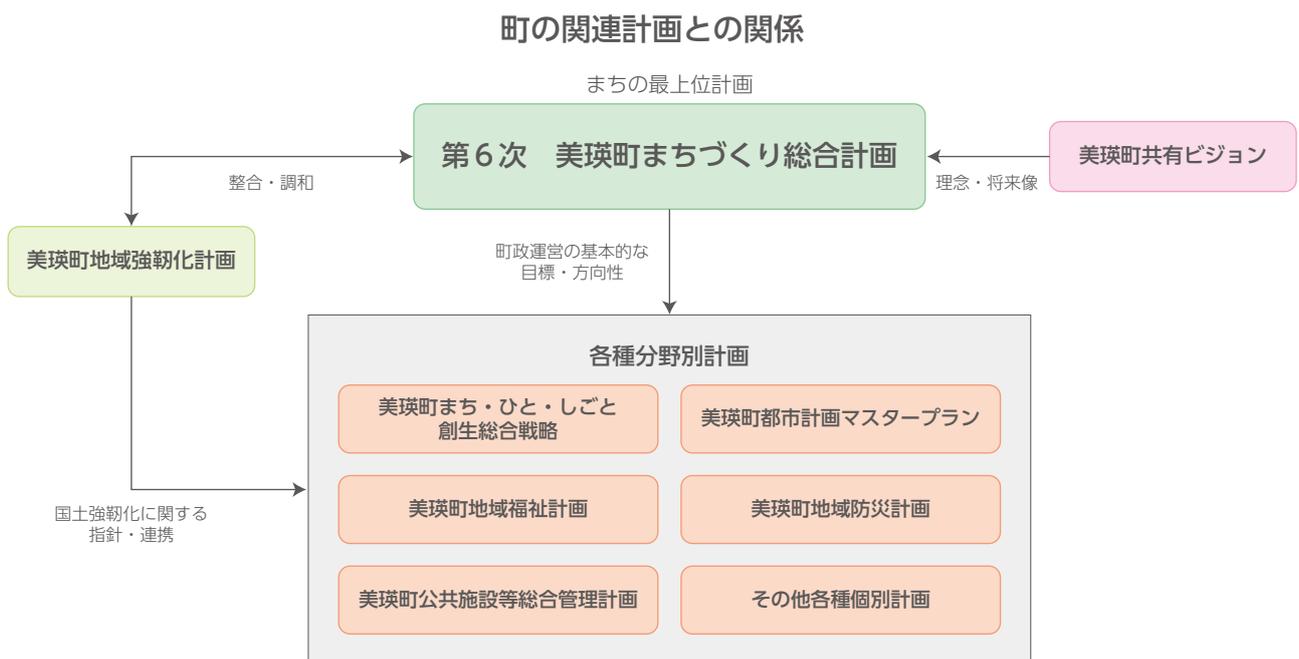
(1) まちづくりの最上位計画

本計画は、今後10年間で本町が目指すまちづくりの方向性と、これを実現するために本町が実施すべき分野別の施策を体系化するものであり、本町が策定するあらゆるまちづくり構想や個別計画の基礎となるものです。

このため、まちが直面する地域課題に対応しつつ、国、北海道の各種関連計画や法令・条例等との整合を取り、民間が実施する事業に対しても積極的な働きかけができる計画とします。

(2) 関連計画との整合

本計画は、町の各種分野別計画との連携、整合を図りながら、計画を推進していくものとします。



3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「総論」「基本構想」「基本計画」の3部構成とします。

計画の構成

| | |
|------|--|
| 総論 | 計画策定の趣旨や枠組み、位置づけなど、計画策定に必要となる基本的な要素を示すものです。 |
| 基本構想 | 美瑛町が今後目指すべき方向性と、まちの将来像を明らかにするとともに、基本的な施策分野の方向性を示すものです。 |
| 基本計画 | 基本構想で示されたまちの将来像を実現するために、基本的な施策分野別に推進すべき個別施策と具体的な内容及び目標を体系的に整理するものです。 |

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

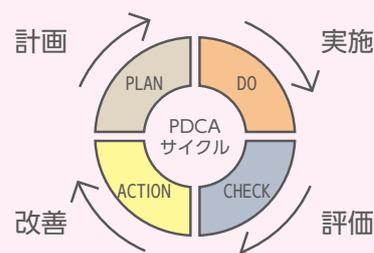
なお、計画期間中は、PDCAの考え方による定期的な点検・評価を行うとともに、必要に応じた修正を検討・実施するものとします。

計画の期間

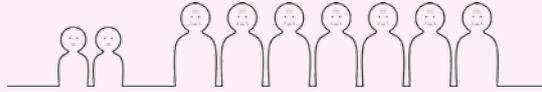
| 令和5年度 2023 | 令和6年度 2024 | 令和7年度 2025 | 令和8年度 2026 | 令和9年度 2027 | 令和10年度 2028 | 令和11年度 2029 | 令和12年度 2030 | 令和13年度 2031 | 令和14年度 2032 |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 基本構想（10年） | | | | | | | | | |
| 基本計画（10年） | | | | | | | | | |
| PDCAサイクルに基づく、定期的な点検・評価 | | | | | | | | | |

PDCAとは？

PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。



4. 美瑛町を取り巻く社会の動向



人口減少と少子高齢化

人口減少・少子高齢化は、今や国家規模の課題となっており、一部の地域を除いて深刻な状況です。本町も例外ではなく、総人口は1960（昭和35）年の21,743人をピークに右肩下がり減少しており、2020（令和2）年の国勢調査では初めて1万人を下回り、9,668人となりました。

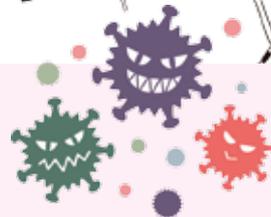
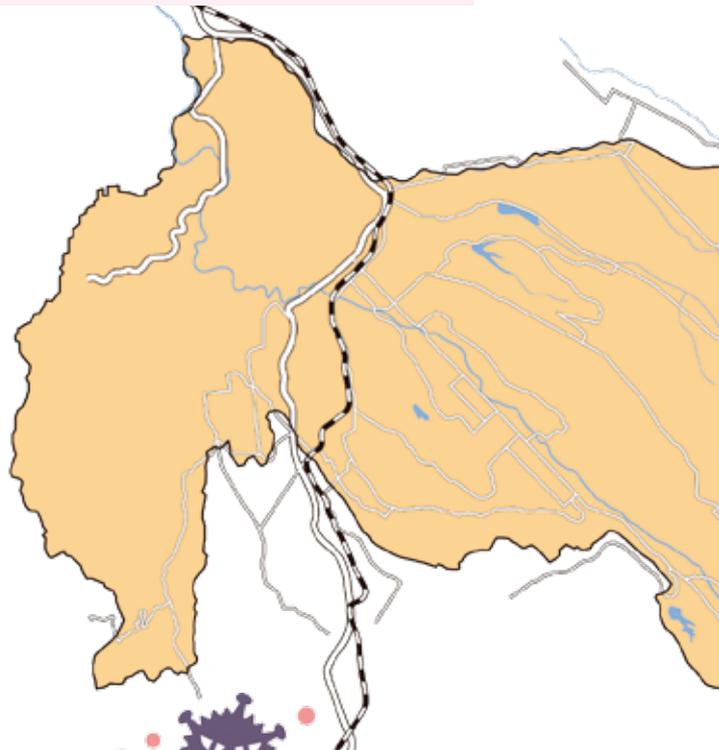
さらに、人口の大都市圏への一極集中が進む中、地方からの人口流出も大きな課題となっており、特に将来の地方をけん引する若い世代の人材確保が急務となっています。



高度情報社会の到来

情報通信技術の利活用により、私たちの通信環境はさらに高速に、より便利になっています。

また、ロボットやドローン、AI^{*}は、私たちにとって身近なものになりつつあります。



新型コロナウイルス感染拡大

2019（平成31）年に発生した新型コロナウイルス感染拡大は、厳しい行動制限や、非接触・非対面の推奨など、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。



脱炭素への要請

政府は 2050 年までに、温室効果ガスの排出を国全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

本町も、2022（令和 4）年 4 月、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。



災害の大規模化

気候変動問題は、一刻を争う国際社会の重要な課題です。近年では、日本各地において異常気象ともいえる豪雨災害や豪雪被害等が発生しています。

また、本町では、十勝岳噴火や地震災害など、あらゆる災害に備える必要があります。



一億総活躍社会の進展

医療技術の高度化に伴い、我が国の平均寿命は世界第 1 位となっています。

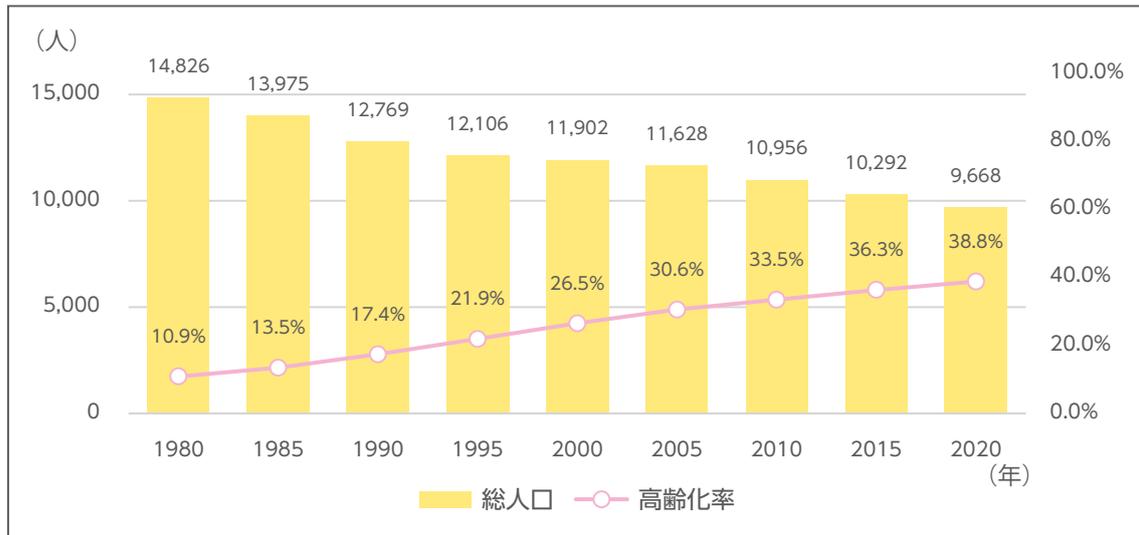
人生 100 年時代を迎え、一億総活躍社会に向けた働き方の提案や、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が活躍できる社会の実現が求められています。

5. 美瑛町の現状

(1) 人口

ア. 総人口と高齢化の現状

町の総人口と高齢化率の推移

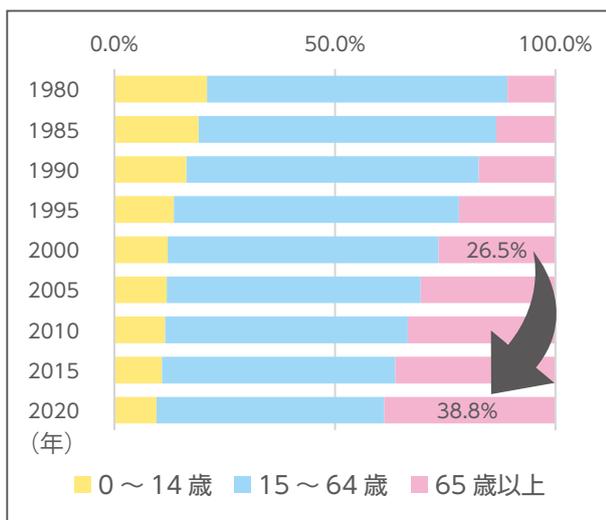


(資料) 国勢調査

本町の人口は、一貫して減少傾向で推移しています。

さらに、高齢化の進行も深刻で、最新の国勢調査結果（2020（令和2）年）では、町の総人口の3人に1人（38.8%）が65歳以上の高齢者となっています。

年齢3区分別人口割合の推移



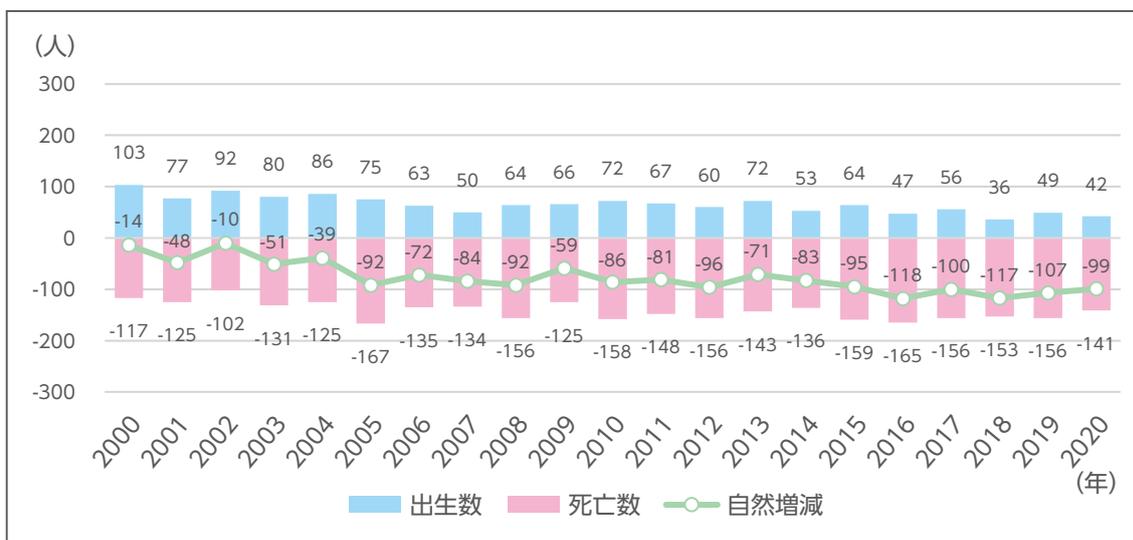
(資料) 国勢調査

| | 2000年 | 2020年 | 増減 |
|--------|-------|--------------|---------------------|
| 0～14歳 | 12.2% | 9.6% | -2.6 ポイント |
| 15～64歳 | 61.3% | 51.6% | -9.7 ポイント |
| 65歳以上 | 26.5% | 38.8% | 12.3 ポイント |

20年間で
12.3ポイントの
増加

イ. 人口動態

自然動態（出生数と死亡数の推移）

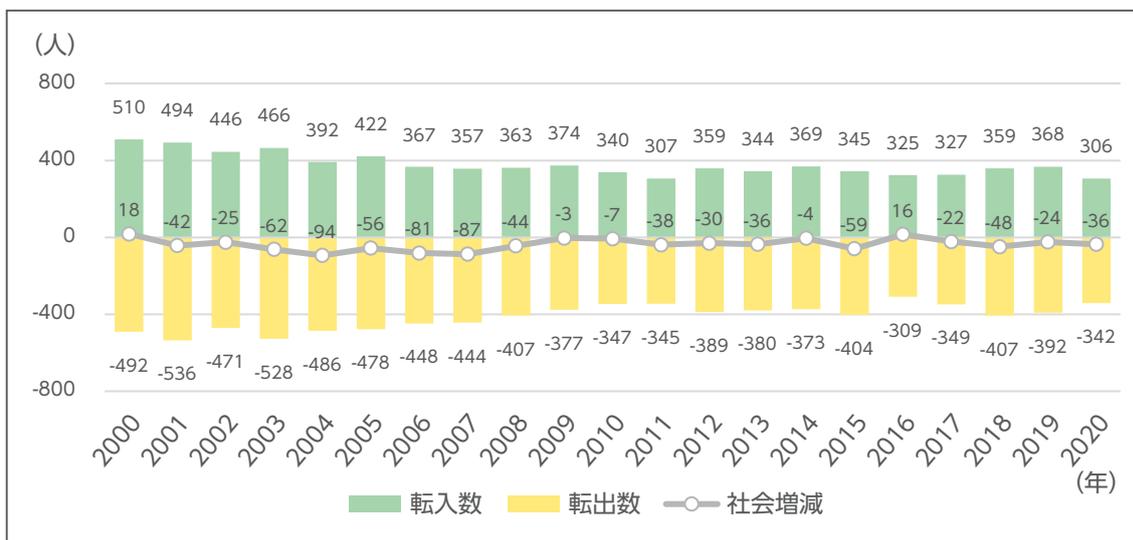


（資料）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

2012年までは年度データ、2013年以降は年次データ。2011年までは日本人のみ、2012年以降は外国人を含む数字。

2000（平成12）年から2020（令和2）年までの出生・死亡数の推移をみると、本町では2005（平成17）年ごろから死亡数が出生数の2倍以上を記録するようになっていきます。近年では、出生数が50人を下回る年が増えており、自然減が加速しています。

社会動態（転入数と転出数の推移）



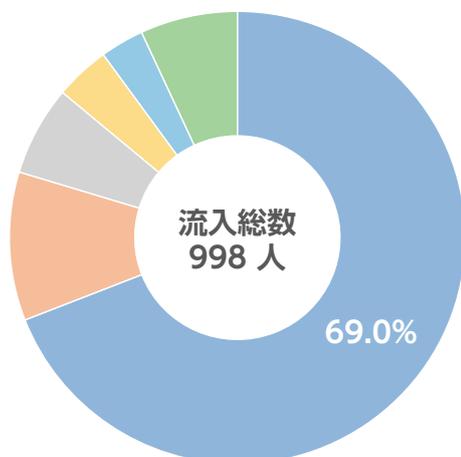
（資料）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

2012年までは年度データ、2013年以降は年次データ。2011年までは日本人のみ、2012年以降は外国人を含む数字。

2000（平成12）年から2020（令和2）年までの転入・転出数の推移をみると、本町では慢性的な転出超過の状態が続いていることが分かります。

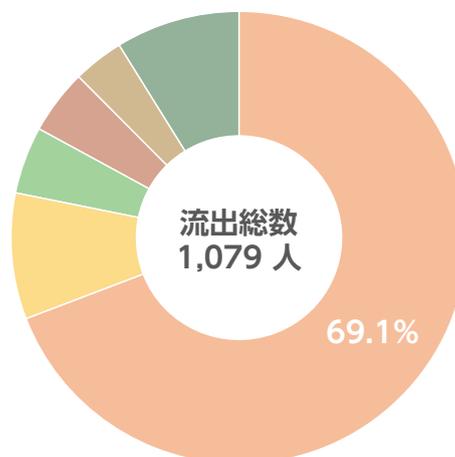
ウ. 人口の流入元と流出先

本町への流入者数の内訳



- 1位 北海道旭川市(689人)
- 2位 北海道上富良野町(106人)
- 3位 北海道東神楽町(64人)
- 4位 北海道東川町(39人)
- 5位 北海道富良野市(31人)
- その他(69人)

本町からの流出者数の内訳



- 1位 北海道旭川市(746人)
- 2位 北海道上富良野町(97人)
- 3位 北海道東神楽町(52人)
- 4位 北海道富良野市(50人)
- 5位 北海道東川町(39人)
- その他(95人)

(資料) 国勢調査 (2015 (平成 27) 年)



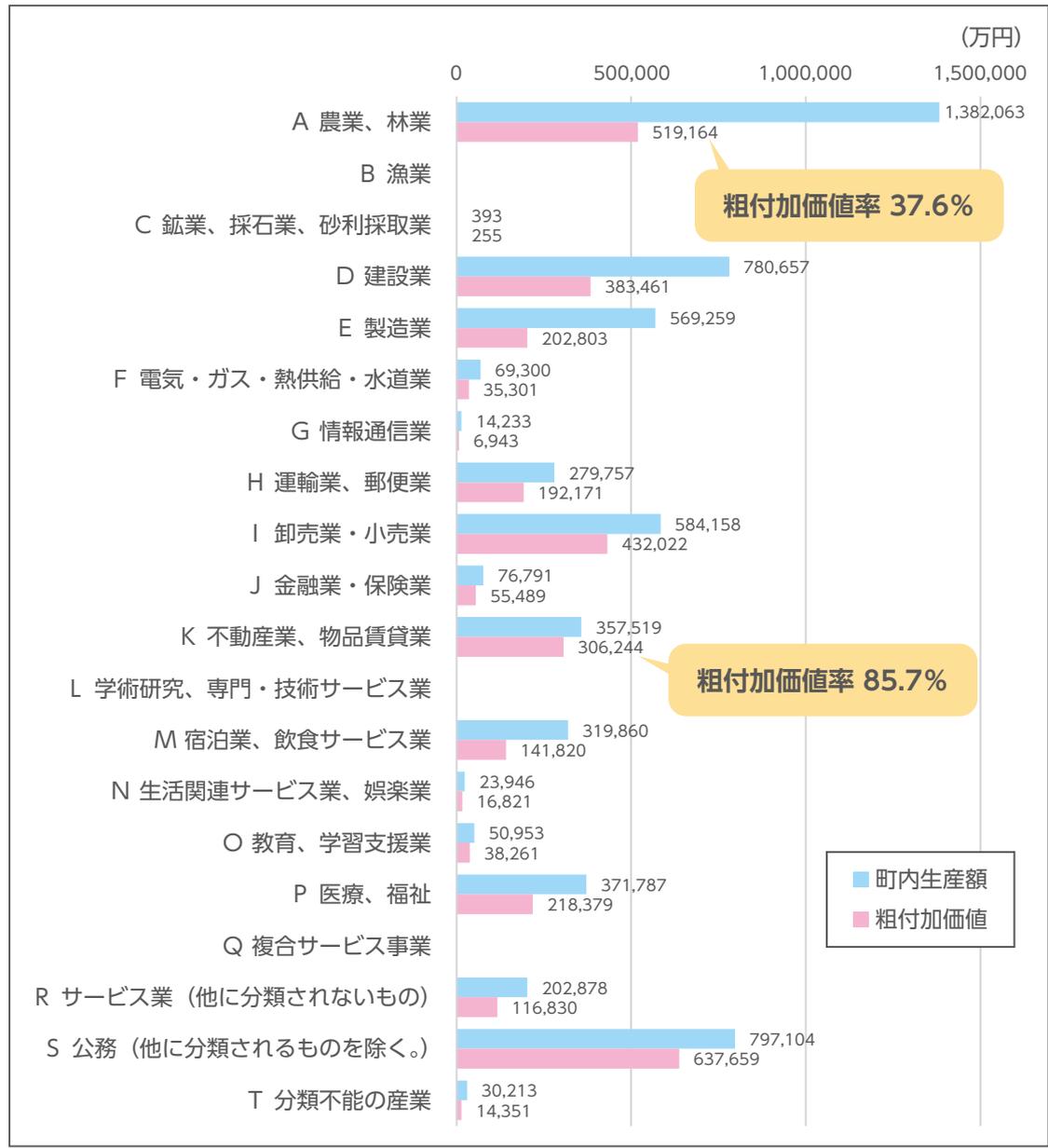
本町への人口の流入元及び本町からの人口の流出先は、そのおよそ7割近くが旭川市となっています。

また、その他の流入元、流出先についても、上位7位まではおおむね同じ地域となっており、本町の人口移動は、主に近隣地域で行われています。

(2) 産業の特性

ア. 町内生産の現状

町内産業の生産額と粗付加価値額



(資料) 美瑛町産業調査による (2021 (令和3) 年)

本町の町内生産額は「農業、林業」が最も大きくなっています。しかしながら、粗付加価値¹率は37.6%と低く、今後の高付加価値化が求められます。

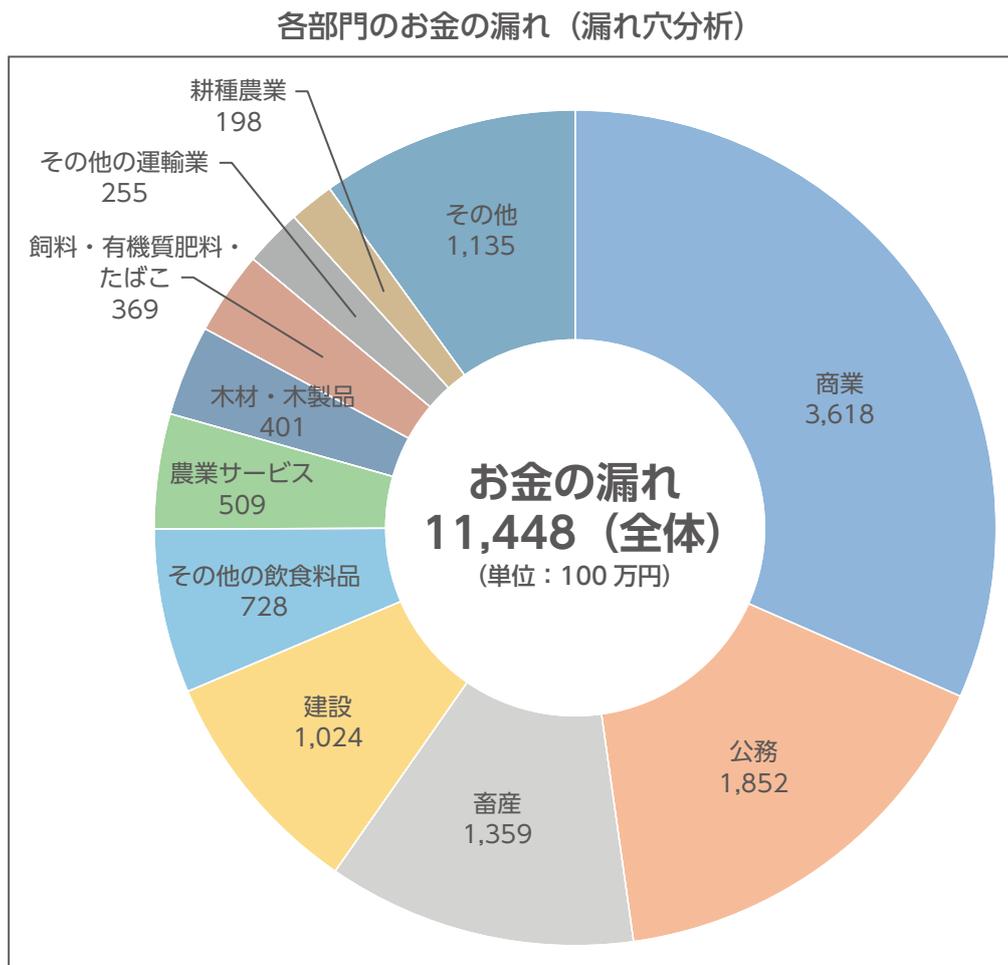
一方、「不動産業、物品賃貸業」は、町内生産額では「農業、林業」を大きく下回るものの、粗付加価値が最も高い85.7%となっています。

¹ 粗付加価値とは、生産活動により新たに付加された価値をいう。中間投入（各産業部門の生産活動のために購入される原材料・燃料等の財及びサービスに要する費用）に粗付加価値を加えたものが域内生産額となる。粗付加価値額を域内生産額で除した割合が粗付加価値率である。

イ. 町内産業の「漏れ穴分析」

本町では、町内事業者を対象に生産額や支出におけるコスト構造等を調査し、今後の政策立案やまちの将来を検討するための基礎資料とするために「漏れ穴分析」を実施しました。

人口が減っていくことで経済規模も縮小することが予想される中、その対策として「漏れバケツ理論」が注目されています。これはまちの経済をバケツに見立て、漏れている箇所を把握し、塞ぐための改善をすることでまちの中に貯まる、あるいは循環するお金が増えるという考え方です。



(資料) 美瑛町産業調査

2021（令和3）年に実施した美瑛町産業調査によると、全産業由来のお金の漏れ額（移輸入²額）は約114億円でした。そのうち上位10部門のみで全体の90%を占めることが分かりました。

² 町外で生産された商品を町内へ購入してくること。

ウ. 町内産業の「ひび割れ分析」

町内産業の「ひび」とは、事業所が撤退・廃業し地域からなくなる予兆で、経済規模の縮小に対し有効な対策を講じるためには、「漏れ穴」とともに「ひび割れ」が起きている箇所がないか点検し、対策を講じる必要があります。

本町の経済において、将来起こり得るリスクを最小限にするため、地域経済に関するアンケート調査をもとに、町内産業における「ひび」割れた箇所を把握する「ひび割れ分析」を実施しました。

後継者なし及び不明かつ経営者が60歳以上及び不明の売上高及び割合

| 部門名 | 部門別売上高 | 後継者なし及び不明かつ 経営者60歳以上及び不明 | |
|-----------------|--------|-----------------------------|------|
| | | 売上高(百万円) | 割合 |
| 耕種農業 | 1,753 | 123 | 7% |
| 畜産 | 1,319 | 81 | 6% |
| 農業サービス | 92 | 0 | 0% |
| 林業 | 579 | 312 | 54% |
| その他の飲食料品 | 279 | 274 | 98% |
| 飼料・有機質肥料・たばこ | 8 | 8 | 100% |
| 木材・木製品 | 990 | 367 | 37% |
| 家具・装備品 | 1 | 1 | 100% |
| パルプ・紙製品・印刷 | 3 | 0 | 0% |
| その他の製造業 | 115 | 115 | 100% |
| 鉄鋼 | 70 | 70 | 100% |
| その他の製造製品 | 2 | 0 | 0% |
| 建築 | 5,947 | 1,932 | 32% |
| 廃棄物処理 | 136 | 10 | 7% |
| 商業 | 13,214 | 9,753 | 74% |
| 金融・保険 | 684 | 684 | 100% |
| 不動産 | 28 | 28 | 100% |
| 道路輸送 | 2,377 | 544 | 23% |
| 社会保障 | 1,430 | 909 | 64% |
| 介護 | 94 | 94 | 100% |
| 他に分類されない会員制企業団体 | 78 | 78 | 100% |
| その他の事業所サービス | 1,194 | 291 | 24% |
| 宿泊業 | 1,283 | 113 | 9% |
| 飲食サービス | 75 | 6 | 8% |
| その他の対個人サービス | 452 | 423 | 94% |
| 事務用品 | 7 | 0 | 0% |
| 分類不明 | 470 | 260 | 55% |
| 合計 | 32,680 | 16,476 | 50% |

(資料) 美瑛町産業調査

後継者なし及び不明で経営者が60歳以上及び不明を産業別に着目すると、27部門中14部門が全体の売上高50%を超え、さらに10事業が90%以上という結果となりました。

商業は74%となっており、リスク額が97億53百万円と相対的に大きいことが分かります。また、建築は32%であるものの、リスク額が19億32百万円と相対的に大きくなっています。

失われる可能性のあるリスクと内訳

| 単位：億円 | 生産誘発額 ³ | 粗付加価値誘発額 ⁴ | 雇用者所得誘発額 ⁵ |
|----------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 直接効果 | 165 | — | — |
| 1次生産誘発効果 | 57 | — | — |
| 2次生産誘発効果 | 54 | — | — |
| 合計 | 276 | 177 | 90 |

単位：億円

| 部門分類 | 生産誘発額 | | | | 粗付加価値誘発額 |
|-----------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----|----------|
| | 直接効果 ⁶ | 1次生産誘発効果 ⁷ | 2次生産誘発効果 ⁸ | 合計 | |
| 農業 | 2 | 1 | 1 | 4 | 2 |
| 林業 | 3 | 2 | 0 | 5 | 4 |
| 漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 製造業 | 8 | 9 | 6 | 23 | 8 |
| 建設 | 19 | 1 | 0 | 20 | 9 |
| 電気・ガス・水道 | 0 | 5 | 3 | 8 | 5 |
| 商業 | 98 | 4 | 9 | 111 | 81 |
| 金融・保険・不動産 | 7 | 7 | 15 | 29 | 23 |
| 運輸・情報通信 | 5 | 9 | 6 | 20 | 11 |
| 公務 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| サービス業 | 19 | 15 | 14 | 48 | 30 |
| 分類不明 | 4 | 3 | 0 | 7 | 3 |
| 合計 | 165 | 57 | 54 | 276 | 177 |

(資料) 美瑛町産業調査

地域経済アンケート個票をもとに、リスクが高くなると思われる「60歳以上の経営者」かつ「後継者なし」又は「不明」な事業者を対象に「ひび割れ分析」を実施しました。

分析では、北海道開発局「平成27年北海道産業連関表」を活用し、経済波及効果のシミュレーションをすることで、将来本町に発生する影響（今後、なくなるリスクがある金額）を推計しました。

シミュレーションの結果、リスクが高い生産額は、直接の需要（町内で発生した生産額）として、約165億円であることが分かりました。

³ 最終需要を賄うために直接・間接に必要な域内生産額を生産誘発額という。

⁴ 各最終需要により生産が誘発されれば、それに伴い粗付加価値も誘発される。この額を粗付加価値誘発額という。

⁵ ある産業部門の雇用者所得額が、どの最終需要項目によってどれだけ誘発されたものであるかを見たもの。

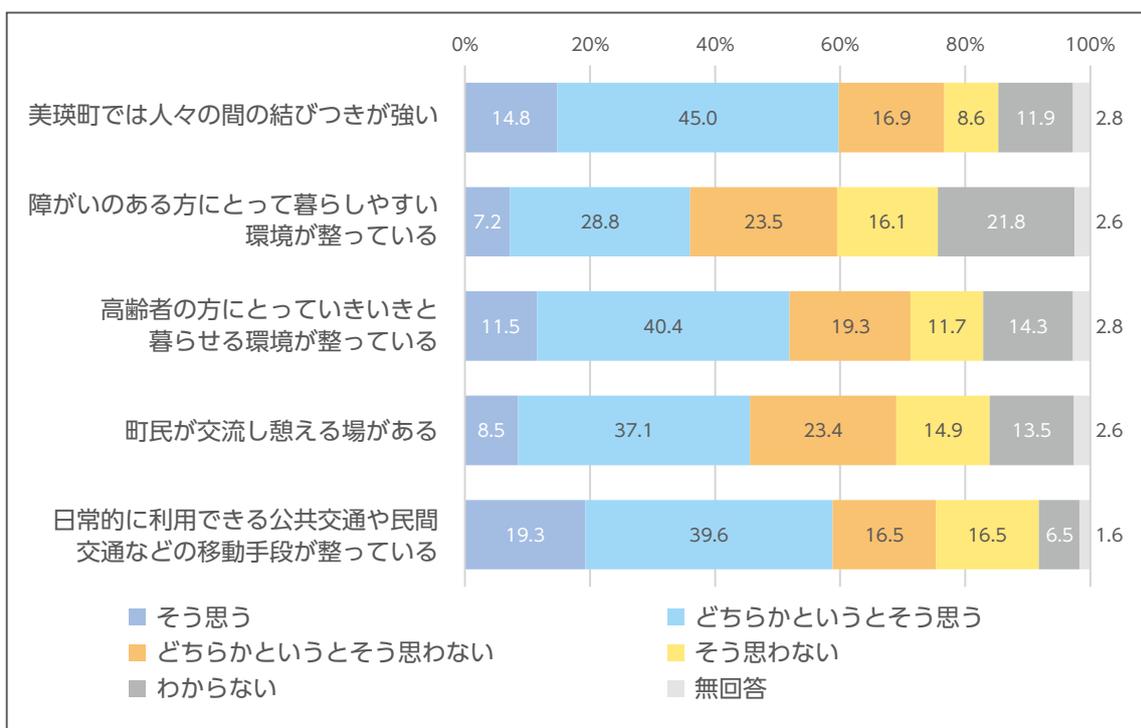
⁶ 初期の投資額（消費額）による生産額増加分のこと。

⁷ ある産業が原材料を他産業から購入することによって生じる生産誘発効果。

⁸ 第1次生産誘発効果によって誘発された生産から生み出された粗付加価値の一部が、家計消費支出となって、再び生産を誘発することによって生じる効果。

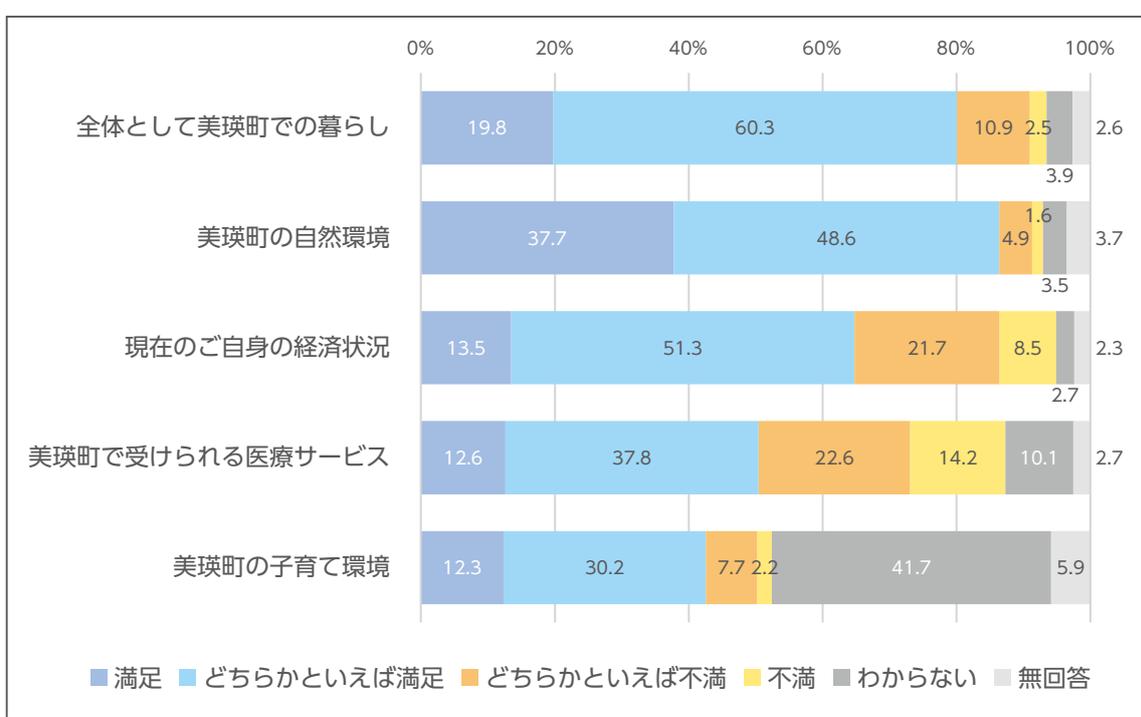
(3) 住民アンケートにみる住民意識の現状

ア. 美瑛町での暮らしに対する意識



(資料) 美瑛町住民アンケート調査

イ. 暮らしの満足度



(資料) 美瑛町住民アンケート調査

6. 美瑛町の課題

産業分野

少子高齢化の進行により、本町の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は急速に増加しています。一方で、現役世代ともいえる15～64歳人口（生産年齢人口）の割合は大きく減少しており、将来的に担い手不足が深刻化していくことが懸念されます。特に、商工業分野では、既に担い手不足の状態に陥っており、早急な対策が必要です。

その他、商業分野については、町外調達の依存度が高いため、地産地消の取組を推進するとともに、産業の6次化や町内における起業を促進していく必要があります。

子育て環境

本町は、子育て支援に力を入れており、子育て環境が充実したまちです。しかしながら、住民アンケート調査では、子育て環境における町民の満足度から一定の評価は得ているものの、子育て環境の良さが広く認知されているとはいえない状況にあります。

今後、安心して子育てできるまちを目指し、子育てしやすい環境整備を進めるとともに、子育て支援に関する取組をこれまで以上に広く周知していく必要があります。

医療

本町は、美瑛町立病院を運営しており、救急告示病院として町民の生命と健康を守っています。しかしながら、高齢化の進行や職員及び専門医確保の困難、新型コロナウイルスの感染拡大等、様々な要因により、その経営環境は厳しさを増しています。

今後、持続可能な病院経営に向け、地域に求められる病院機能の在り方について検討が必要です。

災害対策

近年国内では、大型台風の上陸や局地的豪雨の発生が頻発し、気象災害が大規模化しています。また、今後発生する可能性が高まっているとされる大規模な地震についても備えるなど、災害に強いまちづくりが求められます。

さらに、本町においては、一定周期で発生してきた十勝岳の噴火に対しての備えも必要であり、日常的な防災意識の啓発が重要となっています。

脱炭素社会への対応

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする取組は、今や世界規模のものとなっています。本町でも豊かな自然と森林資源を活用し、ゼロカーボンシティの実現に向けた各種取組を推進していく必要があります。

持続可能なまちづくり

本町は、人口減少や少子高齢化、担い手不足など、様々な課題に直面しています。

このような状況下においても、地域での豊かな生活や多様な暮らし方・働き方を支えていくために、デジタル技術の活用を図りながら、町民主体による持続可能なまちづくりの推進が求められます。

第2章 基本構想



1. 美瑛町共有ビジョン

美瑛町に対する町民の皆さんの思いを、これからのまちづくりにいかしていくため、約2年間にわたり「まちづくりワークショップ」を開催しました。

本ワークショップでは、町民と町職員との協働のもと、将来のまちのありたい姿を描き、実現するための目標である「美瑛町共有ビジョン」を作り上げました。

「第6次美瑛町まちづくり総合計画」の策定に当たり、この「美瑛町共有ビジョン」をまちづくりの柱と位置づけ、新たなまちづくりの実践につなげていきます。

大都市の生まれで、今までだったら関われなかつたらうなと思うまちづくりについて、美瑛に来て私なりに関わり、ワークショップを通じて勉強させてもらいました。ビジョンに自分の思いもある程度のせられたのかなと思います。



今回のワークショップはとても充実感がありました。このビジョンは「自分達が作った」というイメージが強いので、逆に「守らなきゃいけない」というプレッシャーもあります。



美瑛町 共有ビジョン

豊かな美しい景観が、 農業と観光の架け橋となるまち

世界に誇る「丘のまちびえい」を守り、地域資源が農業と観光の新たな価値を生み、あらゆる産業の相乗効果を高めるまちを創造しよう。



ライフラインが確保され、災害に負けない強さとしなやかさを備えるまち

十勝岳噴火やあらゆる災害に対応できる最新技術を取り入れたインフラ環境を整備するとともに、防災・減災についてみんなで考え行動するまちを創造しよう。



豊かな自然と共生し、持続可能な循環型社会を目指すまち

十勝岳連峰の裾野に広がる豊かな環境を守りながら、エネルギーを自給し、資源と経済を循環できるまちを創造しよう。





役場の方たちとこれだけ何度もお会いして話をすることが初めてだったので、とても充実していました。ここに集まっている方々の美瑛町に対する愛情ある話を聞くことが何よりもうれしく感じました。



まちの課題を解決するには、どうしたらいいのかな…。



町民としての意見をみんなで発表し合いました。

このようなまちづくりに関わることは初めて経験させてもらったんですけど、人の思いを形にするのって、とても難しいことだなんて実感しました。



誰もが自らの可能性を伸ばせるまち

自分たちの未来を信じ、チャレンジを応援しあえるまちを創造しよう。



誰もが健康でともに支えあい、安心して住み続けられるまち

充実した保健福祉と医療を受けられる体制が確保され、みんなで声をかけあい、健やかに暮らせるまちを創造しよう。



子どもの個性を育み、全力で応援するまち

地域全体で子どもの成長を見守り、多様な個性に応じたサポートができるまちを創造しよう。



すべての人に居場所と役割があり、希望を持って笑顔で暮らせるまち

人と人とがつながりあい、多様性を尊重し、すべての人々に居場所や活躍の場があり、自分らしくいられるまちを創造しよう。

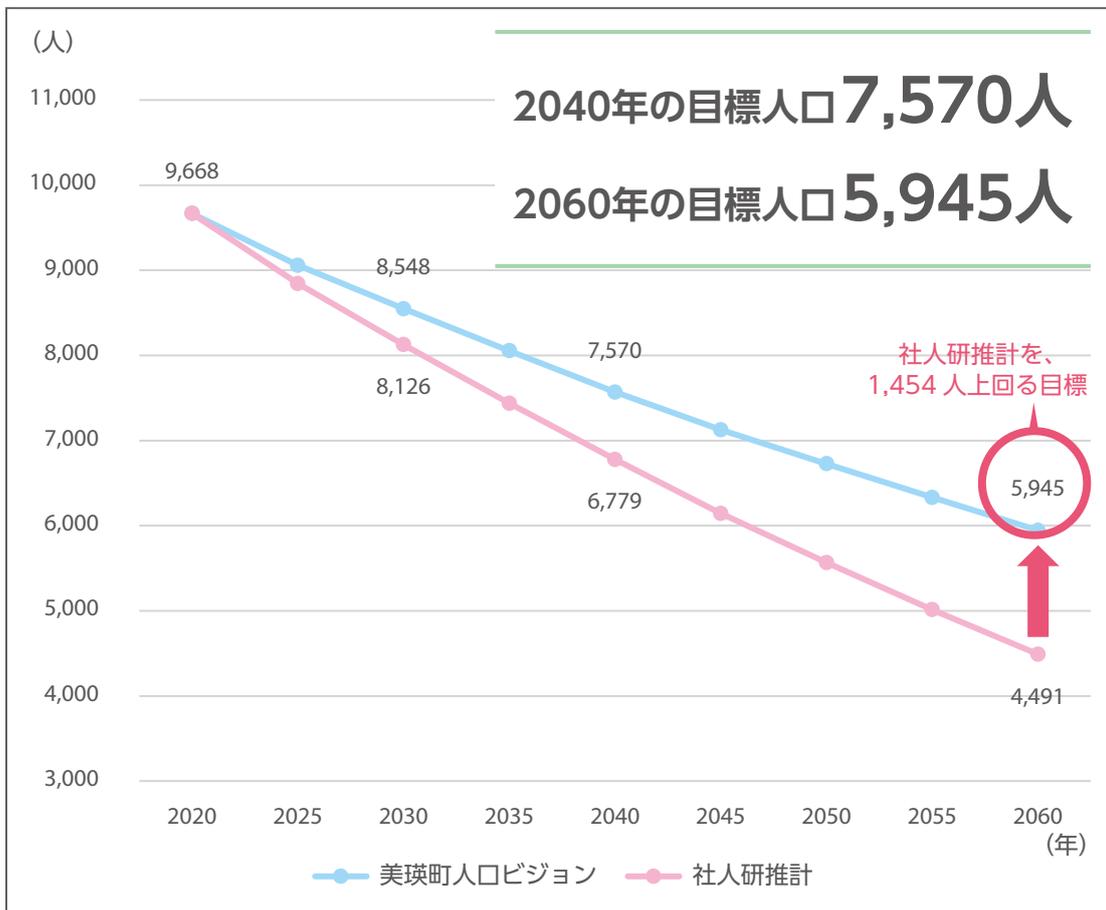


2. 目標人口

本町では、2020（令和2）年3月に、「美瑛町人口ビジョン」を改訂しました。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によると、本町の総人口は今後も大きく減少していくものとみられており、2060（令和42）年では現在の半分以下となる4,491人と推計されています。

「第2期美瑛町人口ビジョン」では、地方創生に係る様々な取組を続けていくことで、町の総人口を2040（令和22）年で7,570人、2060（令和42）年で5,945人を維持することを目標に掲げています。

本町の目標人口と社人研推計



目標達成に必要な条件

| 条件 1 | 条件 2 |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| 合計特殊出生率が、社人研推計水準（約 1.48）を下回らない | 社会移動について 2025 年以降、20～64 歳の男女が増加していく |

3. 施策の大綱

本計画では、基本目標ごとの取組方針の概要について、以下のとおり定めます。



基本目標1 ひとに優しい支え合いのまち

- 地域全体で支え合う仕組みづくりに向けて、相談支援体制の充実及び地域で活動するための拠点整備に加え、地域で活動する各種団体への支援体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを推進します。
- 産前から出産、産後の子育てまで、一貫したサポート体制で子育て環境の充実を図り、すべての世代が安心して子育てができるまちを目指します。
- 高齢者や障がい者など、支援を必要とする町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 町民の健康を守るため、健康づくりの支援の充実を図るとともに、持続可能な医療提供体制の確立に向けた取組を推進します。



基本目標2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

- 学びを支える教職員の指導力向上を図るとともに、時代のニーズに応じたきめ細かな教育を行い、個性を尊重し、生きる力を育む学校教育を推進します。
- 生涯学習環境の充実と芸術・文化・スポーツに触れる機会の提供を通じて、町民の学習機会を確保し、交流の促進を図ります。
- 将来のまちを担う人材の育成を図り、郷土愛を育みます。



基本目標3 地域資源をいかした産業のまち

- 本町の基幹産業である農業の経営基盤強化を図るとともに、農畜産物の高付加価値化及び生産から加工・販売まで一貫して行える6次産業化[※]への取組支援を推進します。
- 本町の資産ともいえる豊かな自然や環境をいかしつつ、環境に優しい生産消費体制と美瑛ブランドの確立及び商工業・観光業の振興を図ります。
- 少子高齢化に伴う担い手不足の解消に向けて、デジタル技術の有効活用や多様な人材の育成・確保を図ります。



基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

- 道路・橋梁、上下水道等のインフラ設備の適切な維持管理を行い、計画的な補修・更新を行います。
- 各種公共施設及び町営住宅の適切な維持管理を行い、計画的な補修・更新を行います。
- 町内の環境衛生活動を促進するとともに豊かな自然環境を保全し、「丘のまちびえい」を守り育てます。
- 脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー^{*}の積極的な活用やエネルギー効率の向上を図ります。



基本目標 5 安全で安心してらせるまち

- 大規模化する自然災害や十勝岳の噴火など様々な災害に備え、情報共有体制の充実や町民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- 安定的な消防団員の確保や町立病院との連携体制を確立し、消防・救急体制を確保します。
- 特殊詐欺犯罪など複雑化する犯罪被害の発生を未然に防ぎ、町民が安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。また、警察や交通安全対策推進協会等と連携し、きめ細やかな交通安全啓発活動を推進します。



基本目標 6 希望にみちた活気あるまち

- あらゆる世代に選ばれるまちとなるため、移住・定住の取組を推進し、町内外の多様な人々がつながりあえるまちづくりを目指します。
- 地域社会のデジタル化を促進し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる豊かなまちづくりを目指します。
- 町民が自らの手で景観や環境、文化を守り、「日本で最も美しい村」としての強みに磨きをかける活動を支援します。
- あらゆる差別をなくし、すべての町民が平等で公正な社会を実現します。

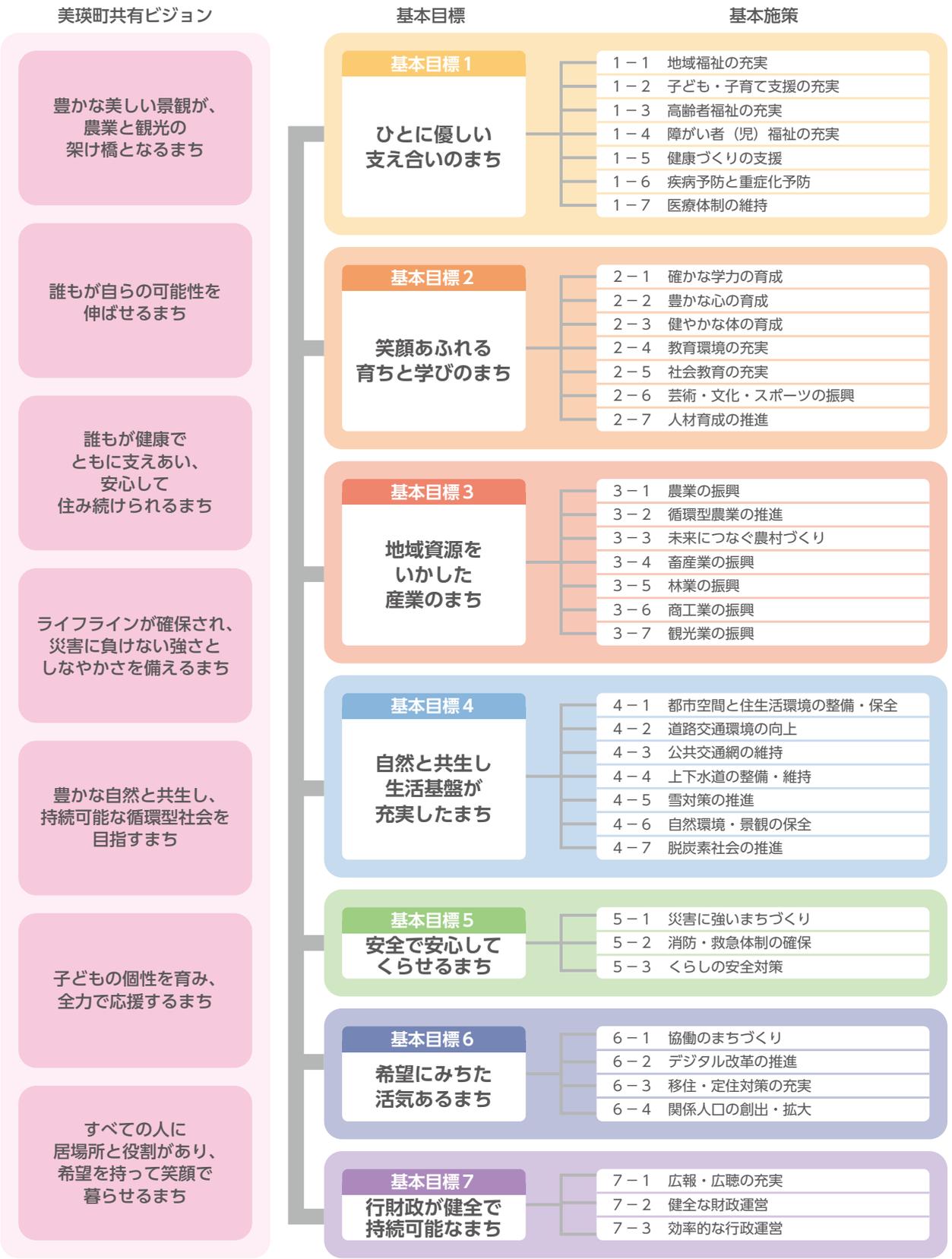


基本目標 7 行財政が健全で持続可能なまち

- 広報・広聴を充実し、様々な媒体を活用した情報発信力の強化を図ります。
- 行政のデジタル化を促進し、より便利で持続可能な町政運営を実現します。
- 効率的で健全な行財政運営を図り、将来にわたって安定したまちづくりを推進します。

4. 施策の体系

本計画の体系は以下のとおりとします。



5. S D G s を踏まえた施策の推進

S D G s とは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略で、2030(令和12)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。S D G s は国としても積極的に取り組んでおり、本町でもS D G s の概念を念頭に置き、総合計画における各施策の推進に取り組みます。

| | |
|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> |  <p>10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> |
|  <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |  <p>11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> |  <p>12 つくる責任つかう責任 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p> |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> |  <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p> |  <p>14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |  <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> |  <p>16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
|  <p>8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> |  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> |  <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> |

下表は、本町の各分野における施策において、SDGsのどの目標に対応していくかを示しています。



| 基本目標 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 基本目標1 ひとに優しい支え合いのまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 地域福祉の充実 | | | ● | | | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 1-2 子ども・子育て支援の充実 | | | ● | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 1-3 高齢者福祉の充実 | | ● | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 1-4 障がい者（児）福祉の充実 | ● | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 1-5 健康づくりの支援 | | | ● | | | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 1-6 疾病予防と重症化予防 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-7 医療体制の維持 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標2 笑顔あふれる育ちと学びのまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1 確かな学力の育成 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-2 豊かな心の育成 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-3 健やかな体の育成 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-4 教育環境の充実 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-5 社会教育の充実 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-6 芸術・文化・スポーツの振興 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-7 人材育成の推進 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標3 地域資源をいかした産業のまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-1 農業の振興 | | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | |
| 3-2 循環型農業の推進 | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● | | | | | | |
| 3-3 未来につなぐ農村づくり | | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | ● |
| 3-4 畜産業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 3-5 林業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 3-6 商工業の振興 | ● | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | | |
| 3-7 観光業の振興 | | | | | | | | ● | | | ● | ● | | | | | | |
| 基本目標4 自然と共生し生活基盤が充実したまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-1 都市空間と住生活環境の整備・保全 | | | ● | | | ● | | | | | ● | ● | | | | | | |
| 4-2 道路交通環境の向上 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-3 公共交通網の維持 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-4 上下水道の整備・維持 | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| 4-5 雪対策の推進 | | ● | | | | | ● | | | | ● | | ● | | | | | |
| 4-6 自然環境・景観の保全 | | | | | | | | | | | ● | | ● | | ● | | | |
| 4-7 脱炭素社会の推進 | | | | | | | ● | | | | | ● | ● | | ● | | | |
| 基本目標5 安全で安心してくらせるまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-1 災害に強いまちづくり | | | | | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | | | ● |
| 5-2 消防・救急体制の確保 | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | |
| 5-3 くらしの安全対策 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 基本目標6 希望にみちた活気あるまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6-1 協働のまちづくり | | | | | ● | | | | | ● | ● | | | | | | | ● |
| 6-2 デジタル改革の推進 | | | | | | | | ● | ● | | ● | | | | | | | |
| 6-3 移住・定住対策の充実 | | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | | |
| 6-4 関係人口の創出・拡大 | | | | | | | | ● | | ● | ● | | | | | | | ● |
| 基本目標7 行財政が健全で持続可能なまち | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7-1 広報・広聴の充実 | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | |
| 7-2 健全な財政運営 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 7-3 効率的な行政運営 | ● | | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | ● |

第3章 基本計画



計画の見方

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1

1-1 地域福祉の充実

現況と課題

- ▶ **みんなであつながり、参加する、美瑛町の福祉**
 地域交流の多くは町内会活動が中心となっていますが、老人クラブやサークル、地域サロン、ボランティア活動などであつながりを持つ人もいます。しかし、地域とのつながりが希薄な世帯も存在していることから、地域とのつながりから社会との関わりを持つことや、交流のきっかけとなる情報提供などが重要となります。
 地域共生社会^①の実現に向け、地域コミュニティの組織を強化し、地域の実情に合った福祉を推進することが求められるとともに、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するため、地域福祉活動への参加促進や、分野を超えて地域生活課題を支援する体制の強化が必要です。
- ▶ **相談しやすい仕組みづくりと分かりやすい情報提供**
 本町では、役場庁舎での各種申請手続きを円滑に行えるよう、関係課と連携しながらワンストップ窓口^②の運用を行っています。
 現在、町民への各種情報の伝達手段としては、広報紙や防災無線、ホームページ、SNS^③等を活用していますが、直接面談や電話相談、オンライン^④相談など、相談しやすい体制づくりが重要となります。
 生活困窮者支援については、現在、町と「かみかわ生活あんしんセンター」が自立支援機関の窓口となっており、互いに連携して生活困窮者の把握に努めています。しかしながら、町では把握が困難な情報もあるため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の地域ネットワークと連携し、潜在的な生活困窮者の実態把握が必要です。
- ▶ **住み慣れた地域で生きがいを持ってくらせる仕組みづくり**
 本町の福祉サービス利用者における満足度は高くなっていますが、広くサービスを周知するとともに、多様化するニーズに対応できる体制づくりが必要です。
- ▶ **地域福祉の推進に向けた取組**
 地域福祉を推進していくためには、災害時の避難について不安を抱えている方、何らかの支援を要する方、避難対策が十分でない方などへの様々な対策が求められます。
 また、保健・医療・福祉・教育等の連携は各分野で行われていますが、より包括的な支援が必要です。
 地域とのつながりが希薄化する中で、役目を終えた公共施設等の活用方法も課題となっており、地域福祉の拠点としての活用についても検討していく必要があります。

2

30

個別施策

- (1) **お互いに支え合える地域づくり**
 地域共生社会の実現に向けて、住民等による見守りや、支え合いの仕組みづくり、福祉教育の実践や多世代交流の推進、福祉意識の啓発等を図ります。
 地域で活動するための拠点づくり等への支援を行うなど、地域福祉の基盤づくりを推進します。
- (2) **相談体制の充実と分かりやすい情報提供**
 少子高齢化や核家族化等による生活環境の変化を受けて複雑多様化する生活課題に対応するため、各分野の関係機関が連携し、包括的な相談支援を充実させるなど、課題解決に向けた体制整備に努めます。
- (3) **地域生活を支えるくらしやすい仕組みづくり**
 誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、公的福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な福祉サービスの提供を支援し、必要な時に必要な支援が受けられる体制の整備を図ります。
 地域で活動する団体の支援や、地域福祉を担う人材の育成等に取り組みます。
- (4) **誰もが安心してくらせる地域づくり**
 生活困窮者やひきこもり等への支援については、地域と関係機関の連携が特に求められることから、支援体制の強化を図ります。
 地域で安心して生活できるよう、災害・緊急時の避難について、分かりやすい情報と支援体制の充実にも努めます。
 地域のバリアフリー^⑤化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン^⑥によるまちづくりを推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 民生委員・児童委員の訪問等延べ件数 | 件 | 2,395 | 2,500 | 3,000 |
| ボランティアポイント事業 ^⑦ への参加数 | 人 | 8 | 30 | 50 |

31

第1章 総論

第2章 基本目標

基本計画

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

4

資料編

| | | |
|---|---------------|---|
| ① | 基本施策 | 計画の基本施策の名称で、まちづくりの様々な分野ごとに本町が目標とするものです。 |
| | 基本施策に関連するSDGs | 本計画では、SDGsの内容を踏まえた施策の展開を図るため、関連する目標をアイコンで示しています。 SDGsの概要については、「5. SDGsを踏まえた施策の推進」(24ページ)を参照してください。 |
| ② | 現況と課題 | 本町を取り巻く社会の動向や、美瑛町産業調査、住民アンケートなどの各種基礎調査の結果から見えてきたまちづくりにおける現況と課題を整理しています。 |
| ③ | 個別施策 | 各種課題を解決するために、本町が取り組む施策の方向性を個別施策として取りまとめています。 |
| ④ | 達成目標 | 計画の進捗を客観的に確認・評価するため、基本施策ごとに取組状況を評価するための達成目標を設定しています。 |

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-1 地域福祉の充実



現況と課題

▶ みんなでつながり、参加する、美瑛町の福祉

地域交流の多くは町内会活動が中心となっていますが、老人クラブやサークル、地域サロン、ボランティア活動などでつながりを持つ人もいます。しかし、地域とのつながりが希薄な世帯も存在していることから、地域とのつながりから社会との関わりを持つことや、交流のきっかけとなる情報提供などが重要となります。

地域共生社会*の実現に向け、地域コミュニティの組織を強化し、地域の実情に合った福祉を推進することが求められるとともに、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するため、地域福祉活動への参加促進や、分野を超えて地域生活課題を支援する体制の強化が必要です。

▶ 相談しやすい仕組みづくりと分かりやすい情報提供

本町では、役場庁舎での各種申請手続きを円滑に行えるよう、関係課と連携しながらワンストップ窓口*の運用を行っています。

現在、町民への各種情報の伝達手段としては、広報紙や防災無線、ホームページ、SNS*等を活用していますが、直接面談や電話相談、オンライン*相談など、相談しやすい体制づくりが重要となります。

生活困窮者支援については、現在、町と「かみかわ生活あんしんセンター」が自立支援機関の窓口となっており、互いに連携して生活困窮者の把握に努めています。しかしながら、町では把握が困難な情報もあるため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の地域ネットワークと連携し、潜在的な生活困窮者の実態把握が必要です。

▶ 住み慣れた地域で生きがいを持ってくらせる仕組みづくり

本町の福祉サービス利用者における満足度は高くなっていますが、広くサービスを周知するとともに、多様化するニーズに対応できる体制づくりが必要です。

▶ 地域福祉の推進に向けた取組

地域福祉を推進していくためには、災害時の避難について不安を抱えている方、何らかの支援を要する方、避難対策が十分でない方などへの様々な対策が求められます。

また、保健・医療・福祉・教育等の連携は各分野で行われていますが、より包括的な支援が必要です。

地域とのつながりが希薄化する中で、役目を終えた公共施設等の活用方法も課題となっており、地域福祉の拠点としての活用についても検討していく必要があります。

個別施策

(1) お互いに支え合える地域づくり

地域共生社会の実現に向けて、住民等による見守りや、支え合いの仕組みづくり、福祉教育の充実や多世代交流の推進、福祉意識の啓発等を図ります。

地域で活動するための拠点づくり等への支援を行うなど、地域福祉の基盤づくりを推進します。

(2) 相談体制の充実と分かりやすい情報提供

少子高齢化や核家族化等による生活環境の変化を受けて複雑多様化する生活課題に対応するため、各分野の関係機関が連携し、包括的な相談支援を充実させるなど、課題解決に向けた体制整備に努めます。

(3) 地域生活を支えるくらしやすい仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、公的福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な福祉サービスの提供を支援し、必要な時に必要な支援が受けられる体制の整備を図ります。

地域で活動する団体の支援や、地域福祉を担う人材の育成等に取り組みます。

(4) 誰もが安心してくらせる地域づくり

生活困窮者やひきこもり等への支援については、地域と関係機関の連携が特に求められることから、支援体制の強化を図ります。

地域で安心して生活できるよう、災害・緊急時の避難について、分かりやすい情報と支援体制の充実に努めます。

地域のバリアフリー^{*}化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン^{*}によるまちづくりを推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 民生委員・児童委員の訪問等延べ件数 | 件 | 2,395 | 2,500 | 3,000 |
| ボランティアポイント事業 [*] への参加数 | 人 | 8 | 30 | 50 |

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-2 子ども・子育て支援の充実



現況と課題

▶ 養育課題の多様化

家庭の養育課題が複雑化、多様化する中で、子育て機関（保健・保育・教育等）が連携しながら支援していますが、義務教育を終えた児童に関する相談や、制度の狭間にある課題に対する支援が必要となっています。また、保護者同士の交流の場の提供や発達に関する相談等により、子育ての不安解消を図ることも重要になっています。

▶ 核家族化等に伴う養育課題

産後早期に就労を開始する方が増加しており、低年齢児の保育ニーズが増加傾向にあります。また、子育て協力者がいない世帯もあり、第2子以降における出産時等の支援が必要となっています。

▶ 特に支援・保護が必要な家庭課題

本町では、児童福祉の関係機関等との連携により、要支援事案の把握と対策を行っています。また、要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携し、要支援案件の見守りを継続しています。一方で、発達に課題のある子の養育支援を充実することが重要な課題となっています。

▶ 切れ目のない子育て支援

本町では、母子手帳の交付時から始まる乳幼児健診や相談、家庭への訪問等の母子保健活動、子ども支援センターにおける子育て・発達支援との連携・協働により、子育てサポートをしています。2020・2021（令和2・3）年度に行った「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中の生活についてのアンケート調査」の結果では、新型コロナ感染拡大の影響により、発達や経済状況等の不安を抱える保護者が多いことが確認されています。

引き続き、妊産婦健診や産後ケア、不妊治療費や保育料の助成などの子育てに関する経済的負担の軽減を図るとともに、保護者と子どもが孤立しないように成長発達を確認・共有し、地域で安心して子育てができるよう関係機関と連携し適切な支援をしていく必要があります。

▶ 発達が緩やかな子ども及び保護者への支援

乳幼児健診や幼児教育・保育施設等の取組から発達支援につながるケースが多く、療育開始年齢も2歳以前からのケースが多くなっています。また、早期療育に対する理解度も高まっていることから、発達に関する相談も増えており、発達に支援を必要とする子どもや保護者に対し、個々の状況に応じた支援を行ってきました。

その他、幼児教育・保育施設等と連携体制を構築し、集団生活の中での子どもの発達や成長について情報を共有することで、多様なニーズに対応しています。

引き続き、学習会や講演会、研修会等を通じて、発達の正しい理解や一人一人の成長を見守り、支援する環境を整えることが必要です。

個別施策

(1) 総合的な子育て相談と支援体制の構築

家庭の課題に対する包括的・重層的支援を視野に入れながら、関係機関との連携により効果的な支援を図るとともに、中学校卒業後の児童や、その養育に関する相談窓口を明確にし、利用しやすい環境を整備します。

(2) 保育・一時預かり体制の維持

乳幼児の保育や一時預かり、学童保育を円滑にできるよう、実態に応じた定数の維持を図ります。また、ニーズに対応したサービスの見直し・開発を検討します。

(3) 健全な養育支援

保護者が子どもの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身に付けることを支援し、より良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目的とした、ペアレント・プログラム^{*}、ペアレント・トレーニング^{**}を実施するなど、各種支援による養育環境の改善を図ります。

(4) 一貫した子育てサポートの実施

「美瑛町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行い、利用者ニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

乳幼児健診後から就学相談、就学時健診までの子どもの育ちについて、幼児教育・保育施設等を訪問しながら、成長・発達を見守ります。

(5) 療育・発達支援の充実

発達に支援や配慮を必要とする子どもや家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。

幼児教育・保育施設等への訪問相談の実施や研修会等の開催により、子どもが健やかに育つことができるよう、地域全体での支援力向上に向けた取組を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------------------|----|----------------------------|----------------|-----------------|
| 保育所利用充足率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 学童保育利用充足率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 子ども支援センター未就園児利用率 (子育て支援) | % | 92.0 | 95.0 | 95.0 |
| 妊娠届出率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| ①乳児健診、②1歳6か月児健診、 ③3歳児健診 各受診率 | % | ① 97.4 ② 93.3 ③ 97.2 | 各 95.0% 以上 | 各 95.0% 以上 |

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-3 高齢者福祉の充実



現況と課題

▶ 高齢者数及び高齢者のみ世帯の増加

本町の高齢化率は 38% を超え、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。

このような中、身体機能や認知機能の低下などにより住み慣れた地域から離れ、市街地への転居や高齢者施設への入所を余儀なくされるケースが見られます。

町民が、少しでも長く安心して地域生活を継続できるようにするため、高齢者の状況に応じた切れ目のない支援体制づくりが重要です。

▶ 高い要介護認定率

本町における、介護サービスを利用するために必要な要介護認定の認定率は約 23% となっています。これは、全国平均より 3% 程度高い状況にあります。

要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減、若しくは悪化を防止するための取組が必要です。

▶ 認知症になっても住み続けられるまちづくり

要介護認定者の約 60% が認知機能の低下状態にありますが、認知症の進行により日常生活に多少支障が生じても適切な支援によって住み慣れた環境を離れずとも生活が可能です。

認知機能が悪化しないよう予防的な取組を推進することや、認知症についての町民や家族の理解を深めながら、共に支え合う環境づくりが重要です。

▶ 複合化するニーズへの対応

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、退院支援、日常の療養支援、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護事業者等、関係者の連携が重要です。



個別施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

(2) 介護予防・重度化防止の推進

要介護状態になることを予防するためには、活動的で生きがいを持つことが重要であるため、介護予防に関する普及啓発や地域サロン活動、ボランティア活動による高齢者の社会参加などを促進します。また、高齢者の状態を把握した上で適切な医療サービス等につなぐことによって、疾病予防・重度化予防を図ります。

(3) 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の理解を深めるための普及啓発や、認知症の人やその家族が集う認知症カフェの取組、安心して外出できる地域の見守り体制、成年後見制度*の利用促進など支援体制の整備を推進します。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議やケアマネ連絡会議などを通じ、医療と介護、保健、福祉の迅速なネットワークを推進し、情報交換・蓄積により、効果的かつ包括的な支援を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 高齢者人口からみた要介護認定率の割合 | % | 23.0 | 25.0 | 28.0 |
| 地域サロン活動の参加者数 | 人 | 803 | 1,200 | 1,500 |
| 認知症カフェの参加者数 | 人 | 155 | 200 | 250 |
| 地域ケア会議の開催数 | 回 | 12 | 12 | 12 |

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-4 障がい者（児）福祉の充実



現況と課題

▶ 障がい者の自立支援

障がいのある人もない人も、一人一人の人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現するためには、日常生活において何かしらの支援を必要とする障がい者に対し、それぞれの持つ心身機能の特性に応じた各種自立支援を行っていく必要があります。

▶ 障がい者が安心してらせる地域づくり

障がい者が自分らしく安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスの提供や日常生活における支援など、継続的な支援が重要です。

また、日常生活において積極的に社会に関わることができるよう環境を整備することが求められています。

▶ 障がい者に対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会を実現するためには、合理的配慮のもと差別の解消に向け、地域における障がい者への理解を深めることが重要です。就労支援や意思疎通支援、相談体制の整備などの各種支援に加え、障がいに対する周知啓発が求められます。



個別施策

(1) 自立に向けた就労支援・社会参加支援

ハローワーク・企業等と連携した障がい者就労機会の確保や、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため、物品等の調達の推進を図るほか、町民や企業への広報活動を展開し、福祉的就労に関する理解の促進とサービスの充実を図ります。

担い手不足や高齢化が進む農業分野において、町独自の「農福連携」を構築し、障がい者が新たな働き手として活躍する機会を創出します。また、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に参加しやすい環境をつくり、生きがいのある生活を送ることができるよう支援体制の充実を図ります。

障がい者支援における人材の育成と資質の向上により、それぞれの障がいに応じたサービスを提供するなど、自立に向けた支援と相談体制の強化を図ります。

(2) 障がい福祉サービスと支援体制の充実

在宅福祉サービス及び通所型サービスの充実を図るとともに、必要な情報を分かりやすく提供します。

また、子ども支援センターを中心として、障がいのある子どもとその家族における様々な相談に対応するとともに、保育園や幼稚園との連携により、個々のニーズに応えられるよう支援体制の充実を図ります。

(3) 福祉意識の向上

障がいのある人への町民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 就労継続支援A型利用者のうち 一般就労に移行した人の数 | 人 | 1 | 3 | 5 |
| 就労継続支援B型利用者のうち 一般就労に移行した人の数 | 人 | 4 | 7 | 10 |
| 就労移行支援利用者のうち 一般就労に移行した人の数 | 人 | 8 | 11 | 14 |
| グループホームの利用者数 | 人 | 25 | 29 | 34 |

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-5 健康づくりの支援



現況と課題

▶ 健康づくり活動の推進

特定健診質問票によると、本町では、生活習慣の改善意欲があり既に何らかの取組を始めている割合が国や同規模自治体と比べて高く、健康への関心の高さがうかがえます。また、「美瑛版健康マイレージ “びえいK♡U（健幸♡嬉しい）宣言事業※”」にも毎年100人以上が参加し、自主的な健康づくり活動に取り組んでいます。

町民自らが、自分の体の状態や生活習慣を理解して主体的な健康づくりを継続し、健康寿命の延伸を実現できるよう支援する必要があります。

さらに、正しい食生活は、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康な生活を送るために欠かすことのできない営みであることから、生活習慣病予防のためにも、正しい食生活の普及・啓発が重要です。

▶ こころの健康に関する相談と知識の普及

本町の自殺死亡率（人口10万対）は他市区町村と比べて高く、毎年自殺が発生しています。自殺要因の一つである精神疾患の受診に関しては、近隣に専門医療機関が少なく、適切な受診ができない状況にあります。また、精神疾患は当事者や家族を含む関係者でなければその関心は低く、偏見や適切な対応がなされずに重症化する可能性があることから、精神疾患への偏見をなくし、正しい知識の普及啓発を図る必要があります。



個別施策

(1) 主体的な健康増進活動の支援

町民が自身の体の仕組みや健康に関心を持ち、健康に結びつく生活習慣を理解できるよう、個別健康相談や地域・団体への健康学習の機会を通じて、健康づくり活動の推進を図ります。「美瑛町健康増進計画」に基づき、町全体で健康づくりへの意識を高め、活発な健康づくり活動が行われるよう支援します。

(2) ライフステージに応じた栄養・食習慣への支援

ライフステージを通じ、適正な食習慣を自ら実践できる力を育むことができるよう、食習慣の確立・改善を図ります。

(3) 心の健康（メンタルヘルス）を維持するための支援

専門医による個別相談や講演会の開催による正しい知識の普及や、各保健事業において心の健康に関する情報提供を行い、心の健康への関心を高めるとともに精神疾患への偏見をなくし、心の健康を守る活動の推進を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 生活習慣の改善意欲があり、かつ始めている人の割合 | % | 22.2 | 23.5 | 25.0 |
| びえいK♡U宣言事業参加者数 | 人 | 109 | 120 | 120 |
| 精神保健相談会年間開催回数 | 回 | 12 | 12 | 12 |



基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-6 疾病予防と重症化予防



現況と課題

▶ 予防可能な病気、生活習慣病の発症及び重症化

本町の国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は、国平均より高い上に増加傾向にあり、健診未受診で脳血管疾患や虚血性心疾患を発症している事例も見受けられます。

これらの病気は、障がいを抱えることや要介護状態となるなどの要因につながり、生活の質を低下させることも想定されます。

高齢化が進行する中、保健事業と介護予防を一体的に捉え、各ライフステージにおいて予防を重視した保健サービスを提供することが重要です。

▶ がん検診受診率の低迷

進行がんの罹患率を減少させ、がんによる死亡を防ぐために重要となるのは、がんの早期発見・早期治療です。

早期発見のためには、自覚症状がなくても定期的ながん検診を受けることが有効となりますが、町における検診受診率は国の目標値（60%）には到達しておらず、受診率の向上を図る必要があります。また、精密検査が必要になった場合に、適切な検査・治療を受けられるよう受診勧奨の推進が重要です。

▶ 各種感染症等への対応

ワクチン接種事業においては、事業の推進体制を強化するとともに、町内の医療機関との連携や旭川大雪圏域連携中枢都市圏^{*}の協約により、迅速な住民接種が図られています。

今後、新たな感染症が発生した場合においても、国の指針に基づいた町の迅速な対応が求められます。



個別施策

(1) 健診・保健指導の受診促進

各種検診の自動申込みや未受診者訪問、休日健診、託児付き検診等の実施により、受診しやすい体制をつくり、健診受診者の増加を図ることで生活習慣病の予防に努めます。

医療機関などの関係機関と連携し、積極的な保健指導に努めるとともに、介護予防も視野に入れた後期高齢者への健診・保健指導を行います。

(2) 生活習慣病の発症及び重症化の予防

健診や医療・介護データの分析を行い、効果的な保健指導及び普及啓発を行うとともに、きめ細かい健康相談、個別支援の充実に努め、生活習慣病の発症予防と重症化防止を推進します。

また、医療機関などの関係機関と連携した保健指導を実施することで、生活習慣病の治療中の方に対する重症化防止を図ります。

(3) がん検診の受診促進

厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、精度管理を重視したがん検診を実施します。

また、節目年齢の方を対象とした個別勧奨や必要になった場合に適切な検査・治療を受診できるよう精密検査の受診勧奨を行うとともに、広報紙やホームページ等での情報発信により、適正受診への普及啓発を図ります。

(4) 感染症の予防と蔓延防止

各種感染症の感染状況に応じた対策を講じ、感染症の蔓延防止に努めるとともに、国で定められている予防接種の適切な情報提供により、対象者が接種しやすい環境づくりに努めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------|----------|--|----------------|-----------------|
| 特定健診受診率 | % | 51.5 | 58.0 | 60.0 |
| 脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症の 新規発生率 | 人口 千対 | 心疾患：2.372 脳疾患：2.372 腎症：0 | 現状維持 又は減少 | 現状維持 又は減少 |
| 国民健康保険加入者一人当たり医療費 | 円 | 27,277 | 国平均値 より低値 | 国平均値 より低値 |
| がん検診受診率 | % | 胃：23.4 肺：34.5 大腸：32.8 乳：28.5 子宮：19.4 | 現状維持 又は増加 | 現状維持 又は増加 |

基本目標 1 ひとに優しい支え合いのまち

1-7 医療体制の維持



現況と課題

▶ 医療体制の充実

町立病院は、地域医療の要として施設の維持・機器の更新を図りながら、外来診療、入院診療、救急医療体制の充実を進めてきました。

しかしながら、地域における公的病院の安定した経営は厳しく、働き方改革^{*}下での常勤医師、看護師等医療スタッフの補充が困難となっています。

▶ 町立病院の経営の健全化

経費削減により収支改善を図っていますが、医療費削減を目的とした診療報酬の見直しや人口減に伴う来院者の減少などにより、収入が大幅に減少していることから、収支改善に至っていません。

▶ 医療・保健・福祉の連携強化

町民の健康を守るため、各種健診や予防接種など、町内医療機関と保健センターとが連携し、疾病の早期発見、発症・重症化予防に取り組んでいます。

町立病院をはじめとした医療機関と介護福祉関係機関が入退院時の情報連携を行い、退院後の治療・リハビリテーション等の療養環境づくりを行っています。



個別施策

(1) 旭川医科大学との連携と医療スタッフの確保

旭川医科大学と連携し、引き続き派遣医師要請の継続を図るとともに、QOL[※]を意識した医療スタッフ確保に努めます。

(2) 抜本的改革に向けた準備

経済の情勢、人口ピラミッドの変化や医療の細分化等、病院に直接影響を及ぼす事象の質的变化に対応し、医師数、診療科、病床規模について抜本的な見直しを進めるとともに、収入増と経費削減に努め、経営の健全化を図ります。

(3) 医療・保健・福祉の切れ目のない連携

医療機関と連携することで疾病予防や重症化予防、介護予防の取組が切れ目なく町民へ提供されるように努めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 町立病院常勤医師の確保 | 人 | 5 | 4 | 4 |
| 町内医療機関での特定健診受診割合 (データ提供含む。) | % | 14.2 | 15.0 | 15.5 |

基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-1 確かな学力の育成



現況と課題

▶ 学ぶ喜び・時代のニーズに応じたきめ細かな教育の推進

子ども一人一人が、「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることが重要です。学習上の課題を正確に把握し、自身で目標を立て達成に向かって努力し続ける意欲や態度が身に付くよう、一人一人に応じたきめ細かな指導が求められています。

学ぶ楽しさや分かる喜びが実感できるよう、時代のニーズに合った指導方法の改善に努め、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現に努める必要があります。

個別施策

(1) 確かな学力を身に付ける学習指導

複数の教職員による習熟度別学習などを取り入れ、個々の状態に合ったきめ細かな指導体制を整えます。

小学生学習ルームや土曜学習を実施し、子どもたちの学ぶ意欲の助長や、学習習慣の定着を促します。

読書活動を推進し、子どもたちの読解力を高めます。

(2) ICT^{*}を活用した情報教育の推進

1人1台端末や各種ICT機器の活用により、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」を推進します。

(3) 社会で生きる力を育む教育の推進

自然豊かで魅力ある、本町の特色をいかしたふるさと学習を通じて、町の歴史や文化を継承する心、故郷に対する誇りや愛着心を育み、創造性豊かな将来の創り手となる人材を育成します。

A L T^{*}の配置により、外国語によるコミュニケーション能力の向上と、外国の文化や歴史、生活習慣を学ぶ機会を提供し、将来、グローバルな社会で活躍できる国際感覚を身に付けた子どもたちを育成します。

企業や大学での体験活動を通じ、子どもたちの自立する力を育むキャリア教育を推進します。

(4) 問題解決を図り探究する力の育成

職場体験、地域住民とのふれあいなど、教科の枠を超えた横断的で総合的な学習を進めます。自ら課題を設定し、情報の収集から分析、まとめまでの一連の探求的な学習を進め、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

(5) 一人一人の可能性を伸ばす支援教育の推進

子どもたちの特性や教育的ニーズを的確に把握し、個別の教育支援計画に基づいたきめ細かな指導に努めます。

発達障がいなどの特性を持つ子どもたちに対し、長期的な視点に立った通級による指導を継続することで、自身の思考や行動を客観的に把握し認識する力を養い、将来の社会的自立を目指します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合 | % | 39.0 | 45.0 | 50.0 |
| 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 | % | 74.0 | 85.0 | 90.0 |
| 家庭において自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合 | % | 26.0 | 32.0 | 37.0 |
| 英語の勉強が好きな児童生徒の割合 | % | 36.0 | 42.0 | 48.0 |



基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-2 豊かな心の育成



現況と課題

▶ 他者との関係を大切にする豊かな心の育成

近年、子どもたちの道徳的判断力、思いやりの心、自主性や耐性の不足などの問題が指摘されており、生きていく上で必要な倫理観や、人間としての在り方・生き方に関する自覚が芽生える教育の充実が求められています。

学校と家庭の連携を密にし、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、美しいものに感動する心の育成や、教員と子どもとの心のふれあいを重視し、笑顔に満ちた教育現場の創造に努める必要があります。

▶ 規範意識の育成といじめへの対応

いじめは、いじめを受けた子どもたちの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。「いじめをしない、させない、許さない」といった意識を子どもたちに醸成することが最も重要です。また、いじめを防止し、早期に発見、適切に対応し解決に導いていけるよう、学校や保護者、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みをつくっていくことが大切です。



個別施策

(1) 豊かな人間性、自他を敬い生命を尊重する心の育成

子どもたちに規範意識の高揚、互いの個性や立場を尊重する態度、生命を大切にし他人に対する思いやりの心が育まれるよう、教員の指導力の向上に努め、道徳科の授業改善を推進します。

(2) コミュニケーション能力を培い、社会性を育てる特別活動

集団活動や学校行事を通じて、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、集団や社会の一員として、より良い関係性を築く力を育てます。

(3) いじめや問題行動への対応

子どもの悩みに寄り添い、普段から家庭や地域及び関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応を基本に、初期段階で適切な対応がなされるよう、校内体制の改善・充実に努めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|------------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| いじめは、どんな理由があってもいけないと考える児童生徒の割合 | % | 84.0 | 92.0 | 100.0 |
| 人が困っているときは、進んで助けると回答した児童生徒の割合 | % | 37.0 | 43.0 | 49.0 |
| 地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合 | % | 49.0 | 55.0 | 60.0 |
| 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合 | % | 77.0 | 83.0 | 88.0 |

基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-3 健やかな体の育成



現況と課題

▶ 健康・安全で活力ある生活を支える体づくり

近年の生活環境の変化により、子どもたちの体力の低下や心身の不調など、自身の健康を害する様々な要因が指摘されています。

子どもたちが心身の成長と発達について正しく理解し、生涯にわたって健康で活力ある生活が送れるよう、体育・健康に関する指導を充実することが重要です。

▶ 食育の推進と安全・安心な学校給食の提供

子どもたちが食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることにより、健康な心身と豊かな人間性を育むことが重要です。また、栄養摂取の偏りや、食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られ、食に関する安全性の確保が求められています。



個別施策

(1) 安全で健康な生活を営む力を育てる指導の充実

家庭や地域との連携を図り、子どもたちの体力の向上を目指した指導に努めます。

各校の情報モラルに関する指導方法を共有し、個々の危機意識と自己管理能力の向上に努め、子どもたちの心身の健やかな成長を目指します。

(2) たくましく生きるためのより良い心身をつくる食育指導

栄養教諭を中心とした食育指導や、関係団体による食に関する実践授業により、食物に対する感謝の念、命の大切さなど、生きるために必要な食に関する学びを推進します。

食物アレルギーや異物混入の防止など、学校給食における安全対策を徹底し、子どもたちの健やかな成長を支えます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--|----|----------------|----------------|-----------------|
| 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 | % | 82.0 | 88.0 | 93.0 |
| 携帯電話・スマートフォンやコンピューターの使い方について、家族との約束を守っている児童生徒の割合 | % | 38.0 | 44.0 | 49.0 |
| 運動が好きと回答した児童生徒の割合 | % | 81.0 | 87.0 | 92.0 |
| 運動部や運動クラブ以外で運動する児童生徒の割合 | % | 61.0 | 68.0 | 73.0 |
| 学校給食における北海道産の食材の使用割合 | % | 59.0 | 65.0 | 70.0 |



基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-4 教育環境の充実



現況と課題

▶ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上

知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育成するには、子どもたちに必要な資質・能力を育むための学びの質が大切です。

学びに興味関心を持ち、粘り強く学びに取り組む「主体性」、協働作業や会話などから自己の考えを広げる「対話的な学び」、さらに問題を見いだし解決に努力する「深い学び」の実現に向け、教職員には、日常的な授業改善や各種研修会等への参加を通じた、更なる教育の質の向上が求められています。

▶ 教育現場における社会的人材を活用した学校経営

近年の児童生徒の問題行動の中には、本人の心の問題とともに、家庭や友人、地域で置かれている環境などが複雑に絡み合っているケースも少なくありません。

子ども一人一人の悩みにしっかり寄り添い、教職員のみでは解決が難しいケースについては、学校の枠を越えた関係機関との一層の連携が必要であり、社会福祉等の専門的知見を有する人材を活用するなど、多様な支援体制の整備が求められています。

▶ 地域と学校の協働による創造性豊かな子どもの育成

町内各学校では、2017（平成 29）年に学校運営協議会が設立され、幅広い地域住民等で構成される委員から、学校経営や教育活動に対する提言や協力をいただいています。一方で、子どもたちのスポーツや文化活動がより充実し持続可能なものとなるよう、部活動の地域移行が検討されるなど、これまで以上に、PTAをはじめとする地域と学校が緊密な連携を図り、地域に開かれ、地域が支え、地域から信頼される学校となることが求められています。

▶ 子どもを取り巻く教育環境の整備

本町では、子どもたちが安全・安心で快適な環境で学ぶことができるよう、学校の耐震化や、長寿命化につながる改修工事を進めてきました。

また、子どもたちが健やかに成長し、安心して学校に通えるよう、児童生徒の通学支援を目的としたスクールバスの運行、就学に係る経済的な支援等を行っています。

引き続き、子どもたちの安全・安心はもとより、楽しく学べる学校づくり、質の高い教育環境の確保が求められています。

個別施策

(1) 子どもたちの学びを支える指導力の育成

校内研修や個々の教職員による自己研鑽の取組などを支援します。

教職員等研修会を開催し、教育に関する各関係機関の連帯を深め、教育的ニーズや時代の変化に柔軟に対応できる、質の高い教職員の育成を目指します。

子どもたちと向き合う時間を確保するよう、教職員の働き方改革を進めます。

(2) 不登校児童生徒への支援

不登校になった要因を的確に把握するとともに、学校と家庭、スクールカウンセラー[※]やスクールソーシャルワーカー[※]等と情報を共有し、本人の希望を尊重しながら個々の状態に応じたきめ細かな支援を重ね、社会的自立を後押しします。

(3) 地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校づくり

P T Aや地域住民による通学時の交通安全指導や、学校運営協議会の積極的な学校運営への参画、部活動の地域移行など、学校と地域の連携・協働を促進し、地域に信頼され、互いに支え合う、地域とともにある学校を目指します。

(4) 学校施設の整備と通学環境の確保

子どもたちが安全・安心な学校生活を送れるよう、学校施設の状態に合わせ、適切な維持管理と計画的改修を行います。

児童生徒の通学手段の確保を目的にスクールバスを運行し、遠距離通学者の学ぶ権利を保障します。

(5) 子どもたちの学びを保障する経済的支援

子育て世代の経済的負担を軽減し、誰もが健康で安心して学校に通い続けられるよう、学校給食の無償化や学習に必要な教材の支援など、一層の教育環境の充実に努めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------------------|------|----------------|----------------|-----------------|
| 教職員の超過勤務時間 | 時間/月 | 17 | 15 | 10 |
| 教職員等研修会に参加した教職員の割合 | % | 81.0 | 85.0 | 90.0 |
| 住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合 | % | 61.0 | 67.0 | 72.0 |
| 部活動の地域移行がなされた割合 | % | 0.0 | 44.0 | 100.0 |

基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-5 社会教育の充実



現況と課題

▶ 学習機会の提供と学びの場の確保

社会教育施設においては、幅広い世代を対象に多くの事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部事業の中止や、学びの機会の喪失が発生しています。

▶ 社会教育施設の機能と役割

社会教育施設においては、従来の学びを支援する役割に加え、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手育成といった役割が求められています。

引き続き、町内各施設が連携して、町民ニーズを踏まえた施設運営を行う必要があります。

▶ 交流機会の確保と交流の促進

本町では、町内イベントや各種事業に多くの団体がボランティアとして参加し、地域における交流が促進されています。また、公民館で開催するイベントでは、異世代間の交流が図れるように配慮しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人、地域、団体などでの間の交流の機会が減少しています。

▶ 図書館の運営

情報機器類の急速な進化と普及により、情報収集や娯楽が容易になり、読書離れが課題となっています。

図書館の利用価値を利用者とともに考え、時代にあった図書館機能の充実を図ることが求められています。



個別施策

(1) 学習機会の提供と創出

町民一人一人の年代や、ニーズを踏まえた学習機会の提供と創出を行います。また、ICT機器を活用した学習機会の提供や、学習者が主体的に行動できるよう学習支援を行います。

(2) 利用しやすい社会教育施設の運営体制の構築

誰もが自分の目的にあった活用ができるよう、社会教育施設の管理と機能の充実を図ります。また、必要な情報を必要とする人へ届けられるよう効果的な情報発信を図ります。

(3) 交流機会の創出と確保

個人、地域、団体など様々な枠組みでのつながりが生まれ、育まれていくような交流機会の創出と、やりがいを感じることでできる発表の場を確保します。また、SNS等を活用することで交流と情報発信の充実を図ります。

(4) 図書館機能の充実と読書推進

読書活動の推進、利用者のニーズに合った図書資料の充実、図書を通じたふれあいの機会の創出、滞在型利用を志向する利用者への居心地の良い空間の提供など、資料と施設を有効に活用できる図書館運営を行います。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 公民館講座等の開催数 | 回 | 42 | 50 | 50 |
| 社会教育施設の延べ利用者数 | 人 | 18,457 | 20,000 | 20,000 |
| 交流事業参加者数 | 人 | 532 | 600 | 600 |
| 図書の貸出冊数 | 冊 | 83,700 | 85,000 | 85,000 |

基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-6 芸術・文化・スポーツの振興



現況と課題

▶ 町民が幅広い芸術文化にふれる機会の提供

地域の芸術文化にふれる活動成果の発表の場として、町民センターでの発表会や作品展等が行われています。

引き続き、芸術文化にふれる機会の確保、地域に根付いた伝統の保存と継承、活動支援のための公共施設の有効活用や運営支援を行う必要があります。

▶ 継続した運動機会の確保

すべての町民に「いつでも」「誰でも」「いつまでも」継続した運動機会の確保を行う必要があります。

引き続き、スポーツを通じた交流を促進し、継続的に活動できる環境づくりを整備する必要があります。

▶ スポーツ施設の管理運営と利用促進

誰もが満足してスポーツを行えるよう、スポーツ施設の管理運営や備品の整備など、施設の老朽化対策を行っています。

町内人口が減少していく中、関係人口^{*}を取り込み、誰もが満足できるスポーツ施設の運営が求められています。

▶ スポーツイベントの提供と運営体制の充実

計画されていた各種スポーツイベントは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により運営体制の大幅な見直しを迫られ、開催直前での企画内容の変更やイベントの中止を余儀なくされています。

今後も引き続き、社会情勢に合わせたスポーツイベントの運営体制等を見直していく必要があります。



個別施策

(1) 芸術文化活動拠点と町内団体への管理運営支援

各公共施設を適切に管理運営し、人材育成及び交流施設として町民の生涯学習を推進します。また、町内各団体へ補助金を交付するなど、各団体の独自性、自主性を育み、自主運営に向けた支援を行います。

(2) 生涯スポーツを通じた運動機会の提供

子どもから高齢者まで、幅広い世代へ生涯スポーツへの関心を高めるため、地域に根ざした指導者を育成します。また、スポーツ講座等の開催を通じて、生涯スポーツに対する町民の興味・関心を醸成し、心身両面の健康保持と増進を図ります。

(3) スポーツ活動の環境整備の推進

町民が、生涯にわたり安全・安心に、健康づくり、体力づくりができる環境を整備します。また、広域でのスポーツ推進や競技力の向上を図るため、北海道や関係機関等の施設との連携に努めます。

(4) 関係団体等との協力・連携によるスポーツイベントの推進

魅力あるスポーツイベントの開催に向けて、町内のスポーツ愛好団体に対し、実施費用の一部助成等、運営を支援します。

また、企業スポンサーと連携した地域の特色をいかしたスポーツイベントの開催により、交流人口の増加を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 芸術文化活動団体数 | 団体 | 36 | 40 | 40 |
| スポーツ講座開催数 | 回 | 36 | 25 | 25 |
| スポーツ施設の延べ利用者数 (わいわいプール、スポーツセンター) | 人 | 41,497 | 43,000 | 45,000 |
| スポーツイベントの参加者数 | 人 | 0 | 7,700 | 7,700 |

基本目標 2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

2-7 人材育成の推進



現況と課題

▶ 「ふるさとびえい」に対する愛着の醸成

本町では、団体活動や地域交流などへの参加を通じて、町民の「ふるさとびえい」に対する愛着の醸成を図っています。

しかし、新型コロナ感染拡大の影響を受け、各種研修事業や交流事業を中止せざるを得ない状況が続いているため、柔軟な対応と新たなアイデアが求められます。

▶ スポーツの機会と指導者の育成

本町では、これまで、スポーツ推進委員やスポーツ教室運営委員会を中心に、町内の団体活動を支援し、指導者の育成を行ってきました。

引き続き、スポーツの機会創出と指導者育成を図っていく必要があります。

▶ 社会教育講師の育成

本町では、多様な世代のニーズに合わせた社会教育講座や学習プログラムを開催しています。

引き続き、多様なニーズに対応できる体制を維持し、町民の自主的な活動を支援していく必要があります。



個別施策

(1) 次代を担う人材の育成

本町のまちづくりを担う地域リーダーを育成するため、各種研修、少年団の育成や活動支援、発表機会の提供等を行います。

(2) スポーツ選手・指導者の育成

スポーツ推進委員やスポーツ教室運営委員会の意見を踏まえ、スポーツ団体の活動を支援していくとともにスポーツ指導者の育成を行います。

(3) 社会教育講師の育成

異世代間交流や国際交流など、様々な人々との交流を積極的に推進し、地域に対する知識の向上や愛着の醸成を図るとともに、地域で活躍する人材を育成します。

(4) 生涯学習機会の充実

常に変化し続ける社会情勢を的確に把握しながら多様な学習ニーズに柔軟に対応し、生涯にわたる継続的な学びにつながるよう、更なる生涯学習機会の充実を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| リーダー育成研修参加者数 | 人 | 19 | 15 | 15 |
| スポーツ団体支援数 | 団体 | 1 | 1 | 1 |
| 講師育成研修実施数 | 回 | 2 | 2 | 2 |



基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-1 農業の振興



現況と課題

▶ 農業経営基盤の整備

担い手不足等の影響を受けて経営規模を拡大する経営体は増加傾向にあり、労働力の負担軽減や機械・施設整備に係る投資を抑え、生産性を向上させることが課題となっています。美瑛町農業協同組合では、育苗施設や選果施設、集出荷施設等の整備を進め、施設の機能を最大限に発揮することで、生産者の経営の安定に結び付けてきました。

今後も経営強化を図る農業者や地域の農業振興に取り組む農業者団体への支援等を通して、農業経営基盤の強靱化が求められます。

▶ 付加価値の高い農畜産物づくり

消費者に信頼される美瑛ブランドの確立を目指し、美瑛町農業協同組合の「地域農業振興計画」をもとに各作物の計画的・安定的な供給体制の構築を図るとともに、振興作物を中心にした生産支援を行ってきました。

本町の美しい農業景観をいかしつつ、付加価値の高い高品質な農畜産物を販売していくためには、消費者等の視点に立ち、マーケティングを用いた販路の拡大や流通の促進を図り、ブランド化を推進する必要があります。

▶ 農畜産物の加工振興

6次産業化に取り組む生産者への支援のほか、置杵牛農産物加工交流施設や農業技術研修センターの活用を通して、地場の農畜産物を加工した商品が多く創出され、プレミアムブランド「ビエイティフル[※]」を活用した農畜産物加工品の魅力発信を進めてきました。

近年は、主要野菜の加工・業務用需要が増加傾向にあり、町内に供給先となる食品加工業者もあることから、地域内サプライチェーン[※]の構築など、加工野菜の推進を含めた農畜産物の加工振興が求められます。

▶ 農業経営体質の強化

上川農業改良普及センター大雪支所や美瑛町農業協同組合などの関係機関と連携し、新たな栽培技術を確立するための調査研究や振興作物・新品種の栽培試験を積極的に推進してきました。

本町の気候や風土に適した生産性や収益性を高める技術・品種を生産者に還元することで、所得向上や経営安定化に結び付くことから、今後も農業関係機関等との協力のもと、新たな農業技術の導入に係る取組を進めることで、経営体質の強化に努めていく必要があります。

個別施策

(1) 農業経営力の強化

生産者が将来にわたり安心して農業経営が行えるよう、国の補助事業や中山間農業振興事業を活用し、農業者の自主的努力を基調とした経営基盤の確保に関する取組や地域の農業振興に資する共同的な活動を支援します。

(2) 営農支援組織の体制強化・利用促進

多様な経営体を支えるコントラクター協議会等の営農支援組織の体制強化を推進するとともに、コントラクターの利用促進による生産者の経費節減や労働負担の軽減を図ることで、経営の安定に向けた支援に取り組みます。

(3) 新たな農業技術等の導入

経営の安定化により持続可能な農業を目指すため、農作業の省力化や高品質生産につながるスマート農業*の普及に向けて、本町における課題を整理し、多様なスマート農業技術の導入を推進します。

農業関係機関との連携により、生産性を高める栽培技術の向上や新技術の導入、収益性を高める新品種の導入など、農畜産物の安定生産と経営体質の強化を目指した取組を推進します。

(4) 地場農畜産物の活用と美瑛ブランドの普及

地場農畜産物を活用した6次産業化、新規商品の開発を推進し、農家所得の向上や雇用の確保など地域の活性化に結び付けます。

地理的表示（GI）保護制度*を活用し、製品の名称を保護することで地域ブランドの価値を守るとともに、地域ブランドの価値をさらに高めるため、データを活用した効果的なプロモーション、販売促進、販路拡大に取り組みます。

(5) 業務用加工野菜の推進

美瑛町農業協同組合の「地域農業振興計画」をもとに、近年、需要の高まりとともに国内産の引き合いが強くなっている加工野菜の生産を推進するため、安定的な生産・供給体制の構築に向けた取組を支援していきます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------|-----|----------------|----------------|-----------------|
| スマート農業技術の普及率 | % | 36.0 | 80.0 | 85.0 |
| ビエティフル商品の延べ認定数 (農畜産物・加工商品) | 件 | 12 | 18 | 23 |
| 農業技術研修センターにおける 共同研究の実施件数 | 件/年 | 2 | 2 | 2 |

基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-2 循環型農業の推進



現況と課題

▶ 土づくりの重要性の高まり

畑作4品目（小麦、馬鈴薯、てん菜、豆類）を基本に、適正な輪作体系の維持と定期的な土壌診断の実施を推進するとともに、緑肥の作付や堆肥の運搬に対する助成を継続してきたことで、良質な農畜産物を生み出す地力の高い土づくりが展開されています。

農作物の安定生産と品質向上はもとより、近年は肥料価格等の高騰に左右されない農業経営や環境負荷を低減する農業の推進が求められており、土づくりの重要性は高まっています。

▶ 地域資源の有効活用

耕種農家と畜産農家の連携により、畜産農家で生産される堆肥の活用を推進するため、堆肥を供給する農業者団体に対して、家畜排せつ物等を堆肥化する攪拌機の導入を支援しています。

畜産分野では、輸入に依存した配合飼料の高騰が続き、地域内での安定的な自給飼料の確保が求められていることから、地域資源を最大限に活用し、最適な耕畜連携の体制構築に向けた検討を進めていく必要があります。

▶ 環境に配慮した農業の広がり

本町では、北海道安心ラベル「YES! clean」認証制度^{*}の活用により、地球環境に配慮した安全・安心な農作物が生産されてきました。また、国の環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業に取り組む生産者への支援を行っています。

国は「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、2050（令和32）年までに化学肥料の低減や有機農業の取組面積を拡大する等の目標を掲げており、今後は、本町においてもこの指針に沿った環境に配慮した農業の推進が求められます。



個別施策

(1) 農業生産の基本となる土づくりの推進

適正な輪作体系を維持するとともに、土壌分析、緑肥作付、堆肥運搬、土地改良等の支援により、引き続き地力の高い土づくりを推進します。

(2) 持続可能な循環型農業の推進

関係者の連携により循環型農業の実践に取り組み、本町の実情に即した今後の在り方の検証を進めるとともに、家畜排せつ物や未利用資源を活用した地産地消型のエネルギーシステムの構築を推進します。

(3) 環境にやさしい持続可能な生産消費体制の推進

有機栽培の推進、化学農薬・化学肥料の低減、カーボンニュートラルの取組など、環境保全型農業の推進を支援します。

食品ロスの削減、見た目・価格重視の生産消費を見直し、持続可能な消費の拡大に向けた取組を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-----------------|
| 農業技術研修センターの土壌診断分析件数 | 件/年 | 2,640 | 2,640 | 2,640 |
| 土づくり対策事業（堆肥運搬費支援事業）の利用量 | t/年 | 64,892 | 65,000 | 65,000 |
| 有機農業に取り組む面積（環境保全型農業直接支払交付金の対象となる面積） | a/年 | 15,792 | 16,700 | 17,615 |



基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-3 未来につなぐ農村づくり



現況と課題

▶ 畑地かんがい用水の維持管理

本町では、畑地かんがい用水施設について営農に影響が出ないように、保守管理、修繕を行っています。施設の老朽化により将来的に大規模修繕が必要となることが予想されます。

▶ 土地改良施設の適正な維持管理

農業用水の不足を解消し、農業経営の安定化を図る事を目的に、国営土地改良事業により造成された、しろがねダム等の土地改良施設は、1970（昭和45）年より建設を開始し、2003（平成15）年より本町が国から管理を受託しています。

供用開始より19年が経過し、施設が老朽化する中、農地に必要となる用水を確保するためには、施設の適正な維持管理、修繕を行う必要があります。

▶ 農業の担い手の育成・確保

美瑛町農業振興機構を中心に、関係機関が連携して担い手育成を推進しています。

2019（平成31）年には農業担い手研修センターを開設し、新規就農アドバイザー等の指導を受けながら実践研修を行う体制が整備され、新規就農者の確保・育成が図られてきました。

しかしながら、農業を取り巻く社会情勢の変化を受けて、農業経営環境が厳しさを増していることから、安心して新規就農を目指すことのできる受入体制の整備が求められています。



▶ 多様な人材をいかした農村づくり

本町では、これまで、生産者と消費者の相互交流を通じた地域振興の場として、ふるさと市場を運営し、女性農業者の活動や経営参画を後押しする支援を実施してきました。また、障がい者の社会参画を促進し、農業分野での担い手として活躍してもらうため、農福連携事業にも取り組んできました。

豊かな魅力ある農村づくりの実現には、女性や高齢者、障がい者など多様な人材が参画し、町民がそれぞれ活躍できる環境づくりが求められます。

▶ 農地の適正な流動化

基幹産業である農業を守り育てていくためには、地域全体で適正に農地を保全することが重要です。本町では、これまで、農用地利用改善組合や農地中間管理機構と連携し、農地の流動化を推進することで適正な土地利用を図ってきました。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足により荒廃農地が発生し、適切に利用されなくなる懸念が生じていることから、農地の集約化、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組が必要です。

▶ 食育と地産地消の推進

健全な食生活の実践に必要な「食」に関する知識、「食」を選択する力の習得は生きる上での基本であり、「食」における問題が多様化する今日において非常に重要な課題となっています。

本町では、イベントや学校給食で地場産品を積極的に取り入れ、町民の「食」に対する関心を高めながら、健康を維持・増進するための食生活について意識醸成を図ってきました。

今後も、多種多様な農畜産物が生産される食料基地の強みをいかし、更なる食育の推進が求められます。



個別施策

(1) 畑地かんがい用水施設の有効利用

畑地かんがい用水施設について、利用の拡大に努め増産増収を図ります。
土地改良区と連携して、営農や災害に強い施設の管理運営を図ります。

(2) 基幹水利施設の効率的な維持管理

国の基幹水利施設管理事業^{*}等を活用し、農業情勢及び社会情勢の変化に対応した管理や修繕を行い、農地に必要となる用水を確保します。

基幹水利施設の安定的な維持管理・運営に資する目的で造成された水力発電を活用し、売電収入によって施設の維持管理に必要な財源を確保します。

(3) 多面的機能支払交付金^{*}の活用

美瑛町広域環境保全協議会の各地区組織において、農地、水路、農道等の農村環境の保全、維持管理等に資する活動を推進します。

(4) 農業の担い手の育成・確保

新規就農者を確保する受入体制を整備するとともに、後継者の研修事業や農業ヘルパー育成支援の充実を図り、担い手の育成を推進します。また、多様な担い手の確保につながる農業体験、研修事業等の実施により、農業担い手研修センターを有効活用します。

農業労務者の確保に係る募集、マッチング、受入環境の整備の支援を継続します。

(5) 多様な人材が活躍できる環境づくり

障がい者等が農業の現場で活躍できるよう支援するとともに、生産者とのマッチングを行うことで農福連携事業を推進します。

女性や高齢者の力をいかし、生き生きと活動できる農村づくりを支援します。

(6) 農地の保全と効率的な土地利用

農作業の効率化や経営規模の拡大を促進させるため、関係者との連携により適正な農地流動化を進めます。また、地域における今後の農地利用に係る話し合いを促すとともに、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を推進します。

(7) 関係者の連携による食育の推進

「美瑛町食育推進計画」に基づいた取組を基本としながら、産学官連携による地産地消の取組など、農業を基幹産業とする本町ならではの「食」に関する体験を中心に食育の推進を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 水利施設管理強化事業の事業費 | 千円 | 26,554 | 27,000 | 27,000 |
| 給水栓使用率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 広域環境保全協議会広域協定運営委員会の 全体事業費 | 千円 | 248,223 | 250,000 | 250,000 |
| 令和4年度以降の新農業人の延べ人数 | 人 | — | 80 | 160 |
| 農福連携事業を介した延べ雇用件数 | 件 | 0 | 3 | 10 |



基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-4 畜産業の振興



現況と課題

▶ 飼料自給率、作業効率の向上

町内には未整備の草地もあることから、今後も畜産農家への聴き取りを行い、計画的な草地の整備改良に取り組んでいく必要があります。

また、白金牧場でより多くの育成牛を預託することにより、労働力の負担軽減を進めていく必要があります。

▶ 酪農ヘルパーの確保

酪農家の働き方改革を推進するため、酪農ヘルパーの人員確保が必要となります。

また、経験を積んだ酪農ヘルパーが、その経験をいかして将来的に町内で就農できる仕組みの構築を進める必要があります。

▶ 家畜飼養衛生基準の順守

自衛防疫のための情報収集・広報活動や衛生・防疫資材の共同購入など、家畜防疫及び公衆衛生の観点からも積極的に取組の継続を図っていく必要があります。

▶ 畜産の経営体質の向上

雌雄選別精液を利用することにより、優良な後継牛や種豚を活用して、畜産の経営体質の向上を進めていく必要があります。



個別施策

(1) 草地改良の推進

畜産担い手育成総合整備事業の活用による草地整備を行い、良質な粗飼料の増収を目指すとともに飼料自給率の向上を図ります。

(2) 白金牧場の有効活用

白金牧場の育成預託に係る経費を支援し、より多くの育成牛を預託するとともに、作業の効率化による労働力不足の解消を図ります。

(3) 酪農ヘルパー制度の推進

酪農ヘルパーが特殊な業務であり採用に至らないケースが多いため、応募方法などの見直し等を行い、積極的な人数確保を推進します。

(4) 家畜飼養衛生に対する支援

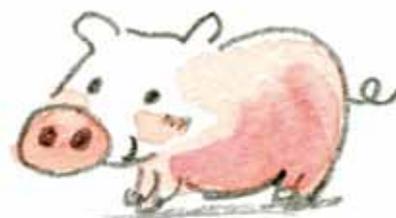
自衛防疫のための、衛生・防疫資材の共同購入や施設消毒の協力、情報収集・広報活動を推進します。

(5) 畜産の経営基盤の強化

美瑛町農業協同組合や上川農業改良普及センターと連携し、優良後継牛を生産するとともに、優秀な母系牛群の形成や優良種豚を活用して畜産業の経営基盤強化を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 畜産担い手育成総合整備事業の全体事業費 | 千円 | 34,275 | 35,000 | 35,000 |
| 家畜自衛防疫事業補助金の全体事業費 | 千円 | 20,505 | 21,000 | 21,000 |



基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-5 林業の振興



現況と課題

▶ 森林環境の整備

本町は、人工林伐採跡地や無立木地における造林、天然林の針広混交林など公営的機能の発揮を目的とした補助事業による支援により、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能や保持に努めています。また、造林・植付け等への支援に対する要望も多いことから、あらゆる財源の確保を検討し、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能を継続していく必要があります。

▶ 有害鳥獣による農作物等の被害

本町は、エゾ鹿やヒグマなどの野生鳥獣による農作物等への被害対策として、猟友会と連携し、若手駆除団員の加入促進や育成に努め、担い手確保を図ることによる継続的な有害鳥獣の捕獲・駆除を行っています。

近年、道内のヒグマの生息数が増加傾向にあり、山林に近い農地や住宅周辺への出没・目撃情報が増加しており、野生鳥獣による農作物等の被害や人畜への被害を低減させる対策が必要です。

▶ 林業経営における整備と雇用の推進

美瑛町と美瑛町森林組合が協働で策定する「美瑛町森林経営計画」に基づき、適正な山林保育に向けた体制強化が図られています。また、町では、森林整備担い手対策事業等を活用し、就労の意欲向上と長期・安定化を促進しながら林業労働者の確保に努めました。

今後も、森林の管理と経営の合意形成を促進し、森林資源を適切に循環させる必要があります。

▶ 森林資源のエネルギー利用

「美瑛町地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物の整備に当たっては、町内で生産されるカラマツ材などの製材を積極的に取り入れ、地域材の利用促進と供給体制の整備を行ってきました。また、木質バイオマス*のエネルギー利用を促進・活用するため、「丘のまちわいわいプール」に木質バイオマスボイラーを導入するとともに、町内事業者から木質チップを購入し、木材産業の活性化と地域における木材循環の促進を図りました。

引き続き、森林資源のエネルギー利用を進め、地域内経済の循環や地域における二酸化炭素の排出削減を図る必要があります。

▶ 町有林の適正な整備

適正な人工資源の循環利用を維持するため、森林・林業に関する知識や経験を有する「地域林政アドバイザー」を2020（令和2）年度より配置し、森林・林業行政を支援する体制を整備しました。

町有林においても、ゼロカーボンの実現に向けた効率的な施業となるスマート林業のため、森林整備場所を考慮しながら単層林整備を行いました。

今後は、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業等、資源の標準化にも取り組む必要があります。

個別施策

(1) 造林の促進と森林資源の循環利用

公営的機能の発揮を目的とした補助事業により、施業費用の一部を負担することで、森林環境の整備促進を図り、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能を発揮する取組を推進します。

(2) 有害鳥獣の駆除

「美瑛町鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会との連携のもと若手駆除団員の加入促進や育成に努め、担い手確保を図ります。

継続的な有害鳥獣の駆除を行い、野生鳥獣による人畜や農作物等への被害低減対策の取組を推進します。

(3) 森林整備の推進と林業の担い手の育成・確保

「美瑛町森林経営計画」に基づいた適正な山林保育、未整備森林の森林整備への取組を推進します。

林業事業者との連携強化を図り、適切な森林整備に向けた支援体制の構築を推進します。

(4) 森林資源のエネルギー利用

「美瑛町地域材利用推進方針」に基づき、木材産業の活性化と地域材を有効活用した再生可能エネルギーの循環利用により、地域における二酸化炭素の排出削減等に向けた取組を推進します。

(5) 町有林の適正な管理

森林・林業に関する知識や経験を有する「地域林政アドバイザー」制度^{*}の活用により、適正な森林整備に向けた取組の強化を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---|----|----------------|----------------|-----------------|
| 有害鳥獣による農作物等の被害額 | 千円 | 97,744 | 70,000 | 60,000 |
| 公有林整備面積 (造林・間伐・下刈り・除伐面積等) | ha | 113 | 130 | 144 |
| 有害鳥獣駆除実施隊数 | 人 | 45 | 45 | 45 |
| 林業事業者への大型・中型林業機械導入支援の補助額 | 千円 | 0 | 18,000 | 20,000 |
| 民有林FM率（FM率：育成林について、1990年以降に植栽や除伐、間伐等が行われた森林の割合） | % | 73.0 | 74.0 | 75.0 |

基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-6 商工業の振興



現況と課題

▶ 資本の町外への流出

コスト効率だけを優先した町外からの仕入れや買い物などを続けていると、お金は地域から流出し、地域の資源が失われていきます。町内で行われる経済活動において、調達の地元率を高め、まちの中でお金が循環し続けるようにすることは、地域経済の活性化のために重要なことです。

▶ 事業者への経営支援などの必要性

町内商工業の現状は、人口減少による購買力の低下、後継者不足が課題となり廃業してしまうケースが少ない状況にあります。

まちの元気をいつまでも維持していくためにも、町内事業者の経営支援や経営者の事業継続の意欲を高めるための取組が必要です。

▶ 中心市街地の活性化の必要性

本町では、多種多様な農畜産物が生産されており、旭川空港から車で15分程度と交通の便も良好で、あらゆるビジネスの可能性を秘めています。

しかしながら、まちの市街地を形成する商店街では、近年、廃業等による空き店舗が散見されるようになっており、町内外からの新規起業・創業者に対する支援策を充実し、今後のまちの活性化につなげていくことが重要です。

▶ 安定的な雇用の創出

本町では、無料職業紹介所を開設していますが、「働き手を求めている事業者」と「仕事を求めている者」とのマッチング件数が少ない状況にあります。

引き続き、事業者に対し積極的にアプローチし求人情報を収集するとともに、その情報を随時、分かりやすく公表することが重要です。



個別施策

(1) 地域内経済循環対策の推進

地域内でお金が循環・滞留する取組を推進し、町内経済の基盤である商工業者の経営を応援します。

(2) 持続的な経営の支援

美瑛町商工会と協力しながら、資金面の部分的なバックアップや持続可能な経営を目指す事業者に対する支援を行うとともに、事業承継につながる施策を検討します。

労働環境の改善や福利厚生の上昇につながる取組もあわせて実施します。

(3) 起業・創業に対する支援

起業・創業を目指す方に対する支援策を充実し、美瑛町商工会と協力しながら新たな事業所が設立しやすい環境づくりに努めるとともに、これらの支援策の周知徹底を図ります。

(4) 無料職業紹介所の活用促進

求人情報を分かりやすく公表し、安定的な雇用機会の創出を目指すとともに、移住者に対する就労支援に努めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| Beコイン [※] 個人チャージの総額 | 千円 | 49,000 | 61,000 | 74,000 |
| 中小企業者等の開業数 (令和3年度からの累計) | 件 | 28 | 190 | 325 |
| 就労相談延べ件数 | 件 | 0 | 90 | 140 |



基本目標 3 地域資源をいかした産業のまち

3-7 観光業の振興



現況と課題

▶ 観光客の増加に伴う地域負担の増大

白金青い池の知名度向上などに伴い、新型コロナウイルス感染拡大前には年間 240 万人を超える観光客が訪れるようになっており、農地への無断侵入やゴミの投棄など地域の負担が増加する要因となっています。

このため、地域が持続的に受入可能な観光の在り方の議論や、観光客のマナーの向上対策が必要となっています。

▶ 通過型観光からの脱却

本町を訪問する観光客の多くは道内客で、セブンスターの木やマイルドセブンの丘などを展望し、白金青い池を経由して他の観光地域へ向けて移動する通過型観光となっています。

また、本町は、旭川市と富良野市の間に位置しており、自家用車での交通アクセスも良好なことから、宿泊者数は来訪者数の 1 割程度にとどまっています。

▶ 冬期の観光需要対策

本町に訪れる観光客は、北海道らしい広大な農業景観を求める観光ニーズが高く、観光入込は夏から秋に集中し、冬は減少する傾向にあります。

町内にはスキー場などのウインタースポーツを行える環境が少ないことから、白金青い池のライトアップ等観光客の来訪を誘発する取組を行っていますが、観光客数が減少する冬期の観光対策が課題となっています。

▶ 効率的な施設の活用

現在利用休止としている自然の村キャンプ場や、美術館閉館後の西美体験交流館の活用など、未利用施設について効率的な活用に向けた検討が必要です。また、老朽化が進んでいる国民保養センターについて、今後の施設の在り方についての検討が必要です。

▶ 温泉の安定供給

白金温泉は 1950（昭和 25）年に湧出して以来、まちの貴重な観光資源となっており、町では現在、休止井を除く 6 本の白金泉源井を所有しています。

しかしながら、泉源井の経年劣化等による揚湯量の減少や、湯温の低下により、安定した温泉供給が危惧される状況となっていることから、泉源井での湯量確保が求められています。

個別施策

(1) 観光客の理解度向上対策

観光の基盤となっている農業景観や自然環境の保全のため、様々な情報発信を行い、観光ルール理解促進と農業と観光の連携強化を図ります。また、観光パトロールや清掃活動などに継続的に取り組み、持続可能な観光目的地の実現を目指します。

(2) 滞在型観光への転換

宿泊地としての白金温泉の魅力向上や情報発信とあわせて、滞在時間延長につながる体験コンテンツの造成などを行い、滞在型観光への転換を図るとともに、町内宿泊数の増加による地域経済の活性化、交流人口の拡大を目指します。

(3) 四季を通じた観光誘客の実施

冬期の自然環境を活用した体験コンテンツの造成や、食と温泉資源の組み合わせなど、冬期の再訪につながる観光誘客に取り組みます。また、ライトアップやイルミネーションなど、既存コンテンツの内容や方法をブラッシュアップしながら更なる魅力向上を図ります。

(4) 観光施設の有効利用に向けた整備

観光施設の整備や改修、指定管理者制度^{*}の活用など、未利用施設の有効活用による地域の賑わいづくりにつながる取組を進めます。また、国民保養センターについては、施設の在り方を含めた検討を行います。

(5) 泉源の湯量確保

泉源井の経年劣化による湯量減少を補う新たな泉源開発や施設整備を推進します。

(6) 泉源施設の維持管理

安定した温泉供給を図るため、泉源施設について計画的な点検・調査及び修繕・更新による効率的な維持管理を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 観光入込数 | 千人 | 1,062 | 1,500 | 2,000 |
| 宿泊延べ数 | 千人 | 105 | 200 | 300 |
| 宿泊率 | % | 8.1 | 10.0 | 12.0 |
| 配湯量 | % | 93.0 | 100.0 | 100.0 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-1 都市空間と住生活環境の整備・保全



現況と課題（ハード面）

▶ 魅力ある都市空間の形成

本町ではこれまで、生活環境の維持や市街地規模の適正化、社会インフラの長寿命化、公共公益施設の配置の見直しなど、土地利用・都市整備・面的整備を一体的に進めてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化などの長期的問題を起因とする空き家・空き地の増加、不適正な土地利用の増加など、様々な課題が生じています。

▶ 安全・安心に住み続けることができる住環境の整備

「美瑛町住生活基本計画」及び「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住生活の安定確保に向けた住環境の整備を行ってきました。

少子高齢化等による世帯構造の変化に伴い、住宅ニーズが多様化しており、高齢者・障がい者への配慮や子育て世帯への支援等、世帯特性の変化に対応する住環境づくりが求められています。

▶ 空き家対策

全国的に空き家が増加し社会問題となっています。適切に管理されていない空き家等は、地域の防災、防犯、景観、建物の安全上などの観点から多岐にわたる問題が生じ、住民の生活に影響を及ぼしていることから、空き家等の発生抑制、適切な管理及び利活用に向けた対策が必要となっています。

▶ 地上デジタル放送難視聴対策

難視聴対策として、市街地の公共施設に起因するビル陰難視聴エリアに対しては、役場とバスセンターから地上デジタル放送を再送信しており、郊外の地形的難視聴エリアに対しては、光ケーブルによる有線での再送信を実施しています。

テレビジョン放送は、最も多くの方が利用する情報入手手段であることから、難視聴対策機器の適正な維持管理及び更新を行う必要があります。

▶ 情報通信基盤対策

情報通信基盤として、2009・2010（平成21・22）年度に、光ファイバー網の整備を実施し、町内の居住地は、ほぼすべてのエリアを網羅しています。

整備から時間が経っていることから、将来的な機器の更新や公設民営の運用体制についても検討が必要です。

▶ 衛生的な生活排水（し尿）の処理

水質汚濁防止の観点から下水道区域外の住宅建築の際には、合併処理浄化槽の普及を図っています。また、し尿処理については、2022（令和4）年度より旭川市への処理委託を行っています。

▶ 墓地の管理と環境整備

町営墓地については、2009（平成21）年に7区画を造成したところですが、2021（令和3）年度末現在で、使用率が50%となっています。また、近年の動向として、墓の返還が多くなっています。

墓地の使用者管理については、墓地台帳による管理を行い、正確な事務処理と効率化を図っています。

▶ 公園施設の維持管理

公園や緑地は、地域の憩いや交流の場として良好な住環境を形成する重要な役割を担うとともに、子どもの遊び場や健康づくり、災害時の避難場所など様々な機能を持っています。

一方で、多くの公園施設は整備から長い年月が経過し、老朽化が進んでいるため、適正な維持管理が課題となっており、施設の長寿命化やリニューアル整備が求められています。



個別施策（ハード面）

（１）土地利用の適正化

「美瑛町都市計画マスタープラン」に基づき、地域ごとの地理的特性や形態に応じた適正な土地利用を図るとともに、長期的視点での土地利用戦略を推進することにより、持続可能で住み良いまちを形成します。

（２）町営住宅の整備と長寿命化

住宅ニーズに応じた町営住宅の整備を行うとともに、既存住宅の長寿命化を図ることで、住宅セーフティネットの構築を図ります。

（３）住み続けられる住環境の形成

既存民間住宅の性能の向上や長寿命化を推進し、住み慣れた住宅に安全・安心に住み続けることができる住環境を形成します。

（４）空き家等の特定と有効活用

庁内の横断的な連携のもと、危険性が高く適正な管理がされていない空き家等の情報を収集し、所有者に対して適正な管理を促します。

空き家等の所有者に対し、解体費の助成や空き家情報バンク*等の情報提供を行い、土地・建物の有効利用を図ります。

（５）地上デジタル放送難視聴対策機器の維持

地上デジタル放送難視聴対策機器の適切な維持及び計画的な更新を図り、安定した地上デジタル放送の再送信を行います。

（６）情報通信基盤の整備

光ファイバー網の適切な維持及び計画的な更新を図り、安定したブロードバンドサービスの運用を行います。

公衆無線LAN*について、適切な保守運用と計画的な更新を図り、安定した無線LAN環境の運用を行います。

（７）下水道区域外における衛生的な生活排水の処理

合併処理浄化槽による生活排水処理の普及を推進するとともに、し尿の広域処理を実施します。

(8) 墓地の管理と環境整備

墓地の利用者需要にあった区画数を整備し、使用管理を的確に行うとともに美化環境の維持に努めます。

(9) 快適で安全な公園空間の整備

利用者のニーズや少子高齢化、人口減少など時代の変化に対応した整備に努めます。また、「美瑛町公園施設長寿命化計画」に基づく施設点検の結果等を踏まえ、維持修繕に努めるとともに、特に利用頻度が高い遊具施設については、国の補助事業等を活用しながら更新も含めた整備を行います。

達成目標（ハード面）

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|----------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 町営住宅の入居率 | % | 96.0 | 96.0 | 96.0 |
| 住宅所有率 | % | 72.0 | 72.0 | 72.0 |
| 特定空き家又はそれに類する住宅の認知件数 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| 地上デジタル放送視聴率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 居住地における光ケーブル提供対応エリア | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 遊具施設の健全度 | % | 44.8 | 47.0 | 50.0 |



現況と課題（ソフト面）

▶ 環境衛生活動による美しいまちの維持

環境衛生活動については、町内清掃やごみ拾い、「丘のまち缶トリー作戦」といった、地域や団体等による活動が展開されています。

一方で、観光客の増加とともに、ポイ捨てや不法投棄等が目立つようになり、美しいまちの環境を維持していくための新たな対策やルールが必要になっています。

▶ 環境にやさしいごみ処理の推進

ごみ処理については、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる「循環型社会」の構築に向けて、可燃・不燃・資源ごみ等の分別収集の徹底や、ごみの3R^{*}（リデュース、リユース、リサイクル）運動等によるごみの減量化が図られています。

引き続き、町内団体による資源回収活動の奨励や、ごみの分別収集への理解を求めるなど、ごみの分別やごみを出さない生活習慣の意識を醸成し、更なるごみの減量化を図る必要があります。

また、交流人口の増加に伴い観光関連の廃棄物の増加が見込まれることから、事業系廃棄物の分別やプラスチックごみの扱いについて検討する必要があります。

▶ 公害のないくらしの維持

本町では、大気汚染や水質汚濁等、人体に影響を及ぼす公害は起きていませんが、引き続き、経済活動等による公害発生に対する監視が必要です。また、自然環境破壊を招く行動を規制するなど、自然環境を保全する取組が求められています。



個別施策（ソフト面）

（1）地域や町民一人一人による環境衛生活動の促進

地域が実施する環境衛生活動を支援するとともに、町民が気持ちよく暮らせる美しいまちの維持に努めます。

（2）不法投棄の防止対策

道路にごみのポイ捨てをさせないように、啓発等による意識づくりを行います。

また、不法投棄を許さない地域づくりと、啓発等による適正なごみ処理の意識づくりを行います。

（3）ごみの減量化及び分別排出の推進

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくため、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

ごみの分別排出の徹底を図ることで資源化率の向上を図るとともに、ごみの分類ごとの排出量に応じた収集体制を整備します。

また、ごみを出さない生活習慣の意識づくりを行います。

（4）公害のない地域づくり

生活に影響を与える公害の発生防止に努めるとともに、自然を守る活動への支援を行います。

達成目標（ソフト面）

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------|-------|----------------|----------------|-----------------|
| 資源ごみの排出量（収集分、団体回収分） | t | 663 | 588 | 530 |
| 家庭系可燃・不燃ごみ排出量 | g/人・日 | 567 | 503 | 455 |
| 不法投棄の処理・対応件数 | 件 | 11 | 5 | 2 |
| 公害（大気・水質・騒音）の発生件数 | 件 | 0 | 0 | 0 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-2 道路交通環境の向上



現況と課題

▶ 道路の整備と維持管理

「美瑛町建設事業等実施計画」に基づき順次道路の改良工事、維持修繕を進めています。毎年、地域から道路改良等の要望が上がっており、要望路線数が増加し続けている状況となっています。

▶ 橋梁の整備と維持管理

本町で管理する 151 橋について、2019（令和元）年度に策定した「美瑛町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき順次修繕し、毎年度定期点検を実施し、適正に維持管理を行っています。

▶ 歩道の計画的な整備

道路改良とあわせて歩道の整備を推進していますが、郊外においては、学校の閉校とともに交通量が減少している歩道も見受けられます。また、交通量が多い観光路線については、安全・安心な歩行空間の整備が求められます。

▶ 景観に配慮した道路空間の創出

市街地における景観づくりを進めるため、公共空間の緑化や既存街路樹の剪定及び適切な管理に努めています。雪害や病気により街路樹がない箇所や、環境に調和しない樹種の配置により町民に影響を及ぼしている状況も見受けられ、樹種の入替等検討が必要となっています。



個別施策

(1) 道路の新設、改良、維持修繕

地域の要望を把握して事業の優先順位を検討するとともに、国や北海道の補助事業等を活用しながら、計画的に道路の改良工事や維持修繕工事を行います。

国道及び道道については、道路管理者と連携しながら一体的な整備を推進し、必要に応じて課題解決に向けた要望書を提出するなどの対応に努めます。

(2) 橋梁の架け替え、維持修繕

「美瑛町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検を毎年度実施し、計画的な橋梁の修繕及び架け替え等を推進します。

また、橋梁の健全性や損傷状況の把握等を目的とした定期点検の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行います。

(3) 快適な歩行空間の整備

市街地における歩道の適切な維持修繕を行いながら快適な歩行空間を確保します。

また、郊外については、交通量や地域での利用状況等を把握しながら歩道の在り方を検討し、新設、撤去、路側帯の拡幅等の対策を講じていきます。

(4) 自然と調和した道路空間の創出

「美瑛町街路樹等景観整備計画」に基づき、市街地の道路空間における地域特性と調和した緑を保つとともに、街路樹の適切な植栽及び維持管理を行います。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 道路改良率 | % | 67.7 | 68.4 | 69.2 |
| 橋梁修繕完了数 | 橋 | 4/33 | 19/33 | 33/33 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-3 公共交通網の維持



現況と課題

▶ 利用者の減少による公共交通の維持存続問題

利用者数の減少によりJR富良野線が「単独では維持困難な線区」として位置づけられるなど、公共交通の維持存続が大きな課題となっています。

また、新型コロナ感染拡大の影響による利用者の減少や乗務員不足など、運行事業者の経営環境は深刻さを増しています。

こうした状況は、もはや運行事業者だけの課題ではなく、地域全体の課題となっています。

▶ 交通弱者等が直面するモビリティ格差

本町の公共交通網は十分とは言い難く、今後も人口減少や高齢化の進行が懸念される中、持続的な公共交通網の維持・確保が課題となっています。公共交通へのニーズが多様化するとともに、積雪寒冷地という条件も加わり、子どもや免許を返納した高齢者が困らない交通サービスが求められます。

▶ 高速ネットワークの形成における課題

本町を含む上川中部圏域は、道内各方面への物流の拠点となっており、交通の便が良い地域であるものの、地域間を結ぶ高規格道路や国道の未整備区間も多く存在します。

また、圏域住民の利便性や生産活動等に大きな効果をもたらしている旭川空港は、利用者の減少に伴い、羽田便の減便や伊丹、中部便の季節運航等の課題があり、更なる空港の利活用が求められています。



個別施策

(1) 公共交通の維持と利用促進

J R 富良野線の維持存続に向けて、現状と課題を関係機関と共有するとともに、沿線市町で構成する協議会が中心となって開催する各種イベントやPR活動への積極的な参加により、鉄道の利用促進活動を活発化します。

路線バスの運行継続に向けて、運行事業者との情報交換により経営状況を把握するとともに、広域での地域の関係者間において路線バスの在り方について検討します。

(2) 必要とされる移動ニーズの把握と確保

生活スタイルの変化や多様化する地域の移動ニーズを的確に把握するとともに、特殊車両による移送サービスや、バス乗車証及びハイヤーチケット等による各種助成により、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者を支援します。

乗り合いバスやシェアカー、シェアサイクル[※]等、あらゆる交通手段の導入に加え、人々が効率よく便利に移動することを実現するMaaS[※]など、次世代交通サービスの導入を検討します。

(3) 都市間交通網の整備促進

物流の効率化や広域観光、救急医療、災害対策など、暮らしに必要不可欠な社会インフラとして、旭川十勝道路や国道452号線の整備促進に向けた国への要望活動を推進します。

道北圏域全体の活性化に向けて、関係機関の連携による旭川空港の利用促進及び集客機能の強化を図るとともに、関西圏、中部圏への就航拡充を目指し期成会を中心とした要望活動を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-----------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 鉄道利用促進に向けた連携事業数 | 事業 | 4 | 5 | 6 |
| 交通サービス関連事業数 | 事業 | 0 | 1 | 2 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-4 上下水道の整備・維持



現況と課題

▶ 水道水の安定供給

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、老朽化する管路・施設の更新や自然災害に備えた施設の強靱化対策が求められています。

▶ 下水道施設の適正な維持管理

1988（昭和 63）年 9 月に終末処理場が供用を開始し、汚水管 67 キロメートル、雨水管 54 キロメートルの整備を行ってきました。人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中、下水道施設の老朽化が懸念され、適切な管理や施設の更新が課題となっています。

下水道施設の更新には莫大な資金が必要となるため、費用負担を分散するためにも中期的な計画の策定と計画的な更新が必要です。



個別施策

(1) 水道施設の更新

経営戦略、アセットマネジメント^{*}での更新事業計画により、耐用年数を超えた未更新管については、工事量を平準化し計画的な更新を図ります。

自然災害に備えた強靱な管路、施設への更新を図ります。

(2) 水道施設の維持・修繕

老朽化等に起因する事故の防止や水の安定供給のため、施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制するとともに、中央監視システム等を活用した水道施設の監視や点検・調査を行うことにより水道施設の効率的な維持・修繕に取り組みます。

(3) スtockマネジメント^{*}計画の作成と実践

計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するとともに、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

(4) 下水道施設情報のデジタル化

下水道台帳や維持管理情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や町民サービスの向上、災害対応力の強化を図り、質が高く持続可能な下水道事業の維持に取り組みます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 水道普及率 | % | 93.0 | 93.0 | 93.0 |
| 水洗化率 | % | 97.0 | 97.0 | 97.0 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-5 雪対策の推進



現況と課題

▶ 多様化する町民ニーズへの対応

本町の広大な道路の除排雪には膨大な費用と多くの労力がかかります。また、郊外では新たな住宅の建設が進む一方、市街地では世帯の高齢化が進んでおり、除排雪に対する町民ニーズも多様化しています。

少しでも効率よく作業を行うには車両機械及びオペレーターを確保するとともに、町民一人一人の理解と協力が必要です。

▶ 安全な交通の確保

日々変化する天候や堆雪状況を確認しながら適宜、除排雪作業を実施しています。

引き続き、関係機関と連携し迅速かつ効率的な除排雪作業を行い、安全な交通を確保していく必要があります。

▶ 本通地区流雪溝の運用

2001（平成 13）年に運用を開始した本通地区流雪溝は、地域住民が主体となり安全かつ効率的な運用を行っています。

しかしながら、住民の高齢化による担い手不足や空き家の増加に伴い、投雪未処理の箇所が多くなっています。



個別施策

(1) 安定した除排雪体制の確保と町民理解

車両機械の定期的な更新を行うとともに車両台数を確保し、雪堆積場の確保や路線の見直しを図りながら除排雪業務を行います。

また、除雪マナー向上のため、広報紙や防災無線、SNS等を活用した周知を行います。

(2) 効率的かつ効果的な除排雪作業の推進

日々の気象情報の確認と定期的な道路パトロールを実施し、堆雪状況に応じた適切な排雪や交差点の拡幅、凍結路面对策を推進します。

国道・道道管理者との情報交換を強化し、効率的な除排雪作業に努めるとともに、緊急時の連携体制を拡充します。

(3) 町民協働による地域除雪活動の推進

本通地区流雪溝の運用については、道路管理者である北海道との連携のもと、地域が一体となった除雪活動を推進します。また、福祉施策と連携し、高齢独居世帯や障がい者世帯などに配慮した除雪に努めるとともに、支援制度の充実を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|--------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 除排雪に起因する事故の数 | 件 | 0 | 0 | 0 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-6 自然環境・景観の保全



現況と課題

▶ 環境問題と深刻化する自然災害

世界的な環境問題は、SDGsの掲げる17のゴールの多くに関わる重要な課題であり、我々の生活にも大きな影響を与えています。

道内では、2016（平成28）年の台風第10号による大雨等災害が記憶に新しいところですが、近年、私たちが経験したことのない規模の自然災害が全国各地で発生しており、深刻化する自然災害への備えが必要となっています。

▶ 美瑛の景観の秩序を守る上での課題

新型コロナ感染拡大以前では年間240万人以上の観光客が訪れるなど、全国的、世界的に見ても他に類を見ない美瑛の景観ですが、自然と人々の営みが景観を創造するという合理性に気づかないまま、美瑛観光のルールやマナーから逸脱した行為が発生するなど、景観秩序を守る上での課題が山積しています。

これまで無意識に享受してきた美しい景観を守り育てていくためには、「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」「美瑛町自然環境保全条例」に基づき、町に関わるすべての人々に景観の成り立ちを理解してもらう必要があります。

▶ 「日本で最も美しい村」連合の活動

2005（平成17）年に設立した「日本で最も美しい村」連合は、2020（令和2）年に15周年を迎えたことから、連合設立日である10月4日を「日本で最も美しい村の日」と制定しています。

今後も、私たちのまちが美しい村であるということを再認識するとともに、これからの世代につながる美しい村づくりを推進する必要があります。

▶ 「十勝岳ジオパーク」の活動

2015（平成27）年に設立した「十勝岳ジオパーク推進協議会」は、活火山との共生と火山災害からの復興の中で、歴史や文化と共に継承されてきた地域資源の魅力を守り、学び、広く発信して、質の高い地域づくりに取り組んでいます。

2022（令和4）年には、「十勝岳ジオパーク」が「日本ジオパーク」に認定されたことから、上富良野町との更なる協働により、将来にわたって持続可能な発展を目指した活動を推進する必要があります。

個別施策

(1) 豊かな自然環境の保全

十勝岳連峰の裾野に広がる豊かな自然環境は、まちの魅力であるとともに、まちの大切な財産でもあります。将来にわたってその恵みを享受し持続可能な未来を創造できるよう、SDGsの視点を積極的に取り入れながら自然環境の保全に努めます。

(2) 美瑛らしい景観づくりと景観資源の保存

町内で実施される森林の伐採や建築物の新築、屋外広告物の設置などの行為において、その実施者に対し、「美瑛町景観計画」の内容の理解と景観形成基準に基づく届出を求めることにより、質の高い景観づくりを推進します。

町民や来訪者を惹き付ける美瑛の景観として、農作業用の納屋や敷地境界を示す樹木などが観光資源となっています。これらを景観重要建造物及び樹木として指定し、所有者との協働のもと景観資源の保存に努めます。

(3) 「日本で最も美しい村」連合の取組の推進

失ったら二度と取り戻せない農村の景観や環境、文化を守り、地域資源をいかしながら、まちの自立を目指すため、町協議会を中心とした住民主体の景観修景活動や啓発活動等を促進します。

これまでの事業に加え、新型コロナウイルス感染拡大を契機として広がったオンラインイベントなどを通じ、全国の加盟町村・地域や企業サポーターとの連携を図ります。

道内加盟町村で組織する北海道連携会議が中心となり実施する交流事業やPRイベント、ボランティア活動などを通じた連携強化を図ります。

(4) 「十勝岳ジオパーク」の取組の推進

十勝岳ジオパーク推進協議会を中心とした防災教育の充実やジオツーリズムの展開により、持続可能な「火山と共生する地域づくり」を推進します。

日本ジオパークネットワークをはじめ、大学や専門機関と連携し、過去の災害の痕跡と復興の歴史を伝え、今日の地域課題の改善に努めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定数 | 件 | 6 | 7 | 8 |
| 景観づくり事業参加者数 | 人 | 156 | 200 | 200 |
| ジオパークガイド認定者数 | 人 | 17 | 23 | 28 |
| ジオパークガイド等養成講座延べ受講者数 | 人 | 139 | 270 | 300 |

基本目標 4 自然と共生し生活基盤が充実したまち

4-7 脱炭素社会の推進



現況と課題

▶ 気候変動と頻発する気象災害、エネルギー問題

地球温暖化は、人類にとって今すぐに食い止めなければならない緊急の課題であり、本町に住む私たちにとっても他人事ではありません。

気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、2016（平成 28）年に本町を襲った台風第 10 号による大雨等災害をはじめ、干ばつ、冷害、洪水など、あらゆる災害が頻発・激甚化しています。このような気象災害は、本町を支える産業や私たちの生活に多大な影響を及ぼすことから、町民一人一人が地球環境問題を直視し課題解決に向けて真剣に取り組まなければなりません。

日本は資源の少ない国であり、エネルギー自給率は主要国と比べ低水準で推移しています。化石燃料に大きく依存した日本のエネルギー構造が、近年の燃料費や物価の高騰にもつながり、我々の生活にも影響を及ぼしています。

エネルギー問題は環境問題にも密接に関連しており、豊富な自然を有する本町にとっては、地域の資源で持続可能なまちづくりを目指すことがこれまで以上に求められています。

個別施策

(1) 再生可能エネルギーの積極的な活用

太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスといったあらゆる再生可能エネルギーの導入を検討し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。

持続可能なまちづくりの実現に向けて、近隣や道外自治体との連携を検討します。

(2) CO₂ 排出量の少ないサービスの利用促進

再生電力とEV^{*}、PHEV^{*}、FCV^{*}を活用した車両走行時のCO₂排出量がゼロとなる移動手段の導入を推進します。

徒歩や自転車など自動車以外の移動手段を積極的に選択するとともに、エコドライブの実施やカーシェアリングの利用拡大を検討します。

(3) エネルギーの節約・転換

省エネ家電・LED照明等への切り替えなどによる節電や、こまめに水を止めるなどの工夫による節水を促進します。

適度な冷暖房で気候に合わせて快適に過ごせる服装や取組を促すクールビズ・ウォームビズを実践します。

断熱性・気密性の向上や蓄電池等の導入により、光熱費の節約や災害対応力の向上につながる省エネ住宅の普及促進を図ります。

(4) まちぐるみでの脱炭素への取組促進

食事の食べ残しや保存方法の工夫、地産地消の実践などにより、食品ロスの低減を推進します。

使い捨てプラスチックの使用抑制やゴミの分別処理など、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-----------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 脱炭素関連の国等の補助事業活用延べ件数 | 件 | 0 | 5 | 10 |
| 脱炭素関連の啓発活動 | 件 | 0 | 3 | 5 |
| 公共施設におけるEV充電ステーション設置数 | 箇所 | 1 | 3 | 5 |
| 公用車における環境に配慮した車両の導入数 | 台 | 2 | 3 | 5 |

基本目標5 安全で安心してくらせるまち

基本目標 5 安全で安心してくらせるまち

5-1 災害に強いまちづくり



現況と課題

▶ 防災対策の推進

十勝岳の噴火や大雨により引き起こされる大規模な災害からの被害を軽減するため、河川等の適正な管理や環境の整備・保全を行うとともに、自分の身を自分で守る「自助」と、地域住民で助け合う「共助」の重要性を認識し、役場等が担う「公助」との連携を適切に図る必要があります。

▶ 町民への災害情報の発信

災害発生時には迅速かつ正確な避難情報や被害情報を発信することが重要であり、ドローンやAI、SNS等の先端技術を活用した防災・減災の取組が必要です。

▶ 十勝岳噴火災害対策

十勝岳砂防事業により融雪型泥流等の被害軽減対策に取り組んでいますが、夏場の噴火における噴石の飛散や降灰などにより登山者や観光客への被害の恐れもあるため、今後も火山防災対策の推進が必要です。

▶ 防災・危機管理体制の整備

自然災害やテロ災害などのあらゆる災害に即応できるように、初動体制から警戒体制・災害対策本部体制の整備が必要です。



個別施策

(1) 町民・関係機関との協働による防災対策の推進

ハザードマップ*等の周知徹底により避難行動への理解を深めるとともに、避難行動要支援者に対する支援体制の充実や自主防災組織等の防災活動への支援に努めます。

また、町内事業者や災害協定を締結する事業者との連携により、防災対策に向けた事業展開を図るとともに、河川管理者などの関係機関と連携した治水対策を講じます。

(2) 最先端技術を活用した情報発信

災害時にAIが自動的に衛生画像データを解析し、被災状況を即時に判読するシステムを構築するとともに、ドローンを活用した被害状況の把握に努めます。

また、外国人観光客等にも避難情報を発信するため、自動翻訳機能などを整備します。

(3) 十勝岳噴火災害対策の充実

大規模噴火においても被害がゼロになるようハード・ソフト両面の噴火対策の充実強化を図ります。

災害時に備えた平常時の対策、体制の整備として、防災教室や防災訓練などを実施し、町民の防災意識の啓発を図るとともに、上富良野駐屯地や旭川地方気象台、北海道開発局、北海道などと協力体制を構築し、災害発生時において迅速に対応できるよう努めます。

(4) 危機管理対応能力の向上

災害対策本部体制の強化や、「美瑛町地域強靱化計画」及び「美瑛町地域防災計画」の見直し、各種マニュアル等を整備します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-----------------------|------------|----------------|----------------|-----------------|
| 自主防災に取り組む行政区・町内会の数 | 行政区 町内会 | 4 | 8 | 12 |
| 防災教育関連イベントの開催 | 回 | 7 | 8 | 10 |
| 避難行動要支援者情報の外部提供同意者の割合 | % | 5.0 | 50.0 | 100.0 |

基本目標 5 安全で安心してくらせるまち

5-2 消防・救急体制の確保



現況と課題

▶ 求められる専門性

消防職は専門性の高い職種であり、採用後に消防学校に入校し約半年の研修を行い、さらに職場内での訓練等を実施しています。そのため、新規採用職員が一般的な災害・救急出動による隊員として活動するまでには約1年の育成期間が必要となることから、計画的な人員確保と早期の能力習得が求められます。

▶ 消防職員の育成

年間訓練計画に基づき、当直時に消防職員の訓練を実施していますが、勤務状況により訓練の進捗状況にばらつきがみられ、知識、技術の底上げにつながりにくいケースが生じています。

▶ 消防関連施設・設備等の老朽化

消防庁舎や消防団詰所などの施設老朽化が進む中、整備計画に基づき、適宜補修等を行いながら施設の長寿命化を図っています。

消防水利は、消火栓の計画的な更新を実施しており、点検や塗装などは職員自らが行っています。

▶ 救急体制

本町の主要医療機関である美瑛町立病院との連携が図られています。

▶ 消防団員の減少

町内の消防団員数は、定数140人に対して2022（令和4）年4月現在124人と、ここ数年は減少傾向となっており、団員の確保が課題となっています。

また、団員の大多数が農業従事者となっており、在籍団員の高齢化のほか、市街地団員の確保が課題となっています。



個別施策

(1) 職員採用計画の策定・見直し

退職者、異動者等を考慮し、将来を見据えた採用計画を検討します。

(2) 訓練計画の見直し

職員間での共通認識を持つことがスムーズな隊活動につながり、町民の安全・安心に直結することから、隊活動を意識した各職員のスキルアップを目標とする訓練計画の見直しを行います。

(3) 施設整備計画の策定・見直し

起債や補助などの財源の確保を考慮した施設整備計画を策定し、引き続き、計画的な施設の更新・整備を実施します。

(4) 町立病院との連携体制の維持

本町の救急医療体制の充実のため、町立病院との活動内容・知識の共有を図ります。また、引き続き、病院での実習や研修会の開催を実施します。

(5) 消防団の団員確保

ホームページや広報紙、SNS等を活用し、消防団の活動内容の周知や入団案内を広く周知し、新規団員の確保を図ります。また、消防車の運転に必要な準中型自動車運転免許の取得に対して助成金を交付し、団員の経済的負担の緩和を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 職員訓練実施回数 | 回 | 107 | 150 | 200 |
| 医療機関との合同研修会 | 回 | 1 | 3 | 4 |
| 消防団員の入団割合 | % | 87.0 | 90.0 | 95.0 |

基本目標 5 安全で安心してくらせるまち

5-3 暮らしの安全対策



現況と課題

▶ 交通安全に対する意識啓発活動

本町では、国、北海道、関係団体等と連携し、交通安全対策に取り組んできました。その結果、交通事故による死傷者は減少傾向にあります。しかし、全道では、年間9千人を超える死傷者が発生していることから、関係団体だけでなく、町民一人一人が交通安全への意識を高める必要があります。

▶ 地域ぐるみの防犯体制

全国的に高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しており、その手口は複雑・巧妙化しています。今後、ますます高齢化が進む中で、警察をはじめ、関係機関・関係団体等と連携した見守り体制の強化と被害を未然に防ぐ取組が求められています。

大麻やケシの自生や栽培については年に数件の通報があるため、関係機関と連携し適切な対応を行っています。

近年、DV^{*}被害の相談や届出があることから、被害者に寄り添った対応が求められています。

▶ 安全・安心なくらしの維持

狂犬病予防を図るため、定期的な啓発や狂犬病予防注射の巡回接種を行っているほか、スズメバチの巣の駆除や食中毒防止のための注意喚起等を行っています。

また、ペットと暮らす家庭が増えていることから、適正なペットの飼育について啓発を行っています。

町民が安全で安心して暮らしていくためには、行政区・町内会等とも協力し、町民の不安を解消するための対応が必要となっています。

▶ 消費生活の安全確保

情報化の進展等に伴い、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法等の消費者トラブルも増加しています。被害の未然防止や救済に向けて、消費生活に関する啓発・広報活動や相談体制の充実を図るとともに、消費者団体等と連携し消費者保護に努めていく必要があります。

個別施策

(1) 交通安全啓発活動の推進

警察及び交通安全対策推進協会と連携し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育に取り組みます。

自転車を使用することが多い小中学生に対し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させます。

また、広報紙などを活用し、交通安全に関する広報を積極的に行います。

(2) 犯罪のない安全な地域づくり

犯罪のないまちを目指し、関係機関・関係団体等が連携した見守り体制の強化を図るとともに、防犯活動への支援を行います。

また、大麻やケシなど違法植物の栽培や自生の監視を行うとともに、DV被害者や犯罪被害者にやさしい地域づくりを推進します。

(3) 安心してくらすための環境整備

より良い動物との共生社会を目指し、正しいペットの飼育やマナーの向上を図ります。

また、狂犬病予防の促進や人命に関わる危険生物から身を守る対策を図るとともに、食中毒の防止に努めます。

(4) 消費生活相談の充実

啓発・広報活動により悪質商法等の消費者トラブルの未然防止を図るとともに、消費生活相談を実施し的確なアドバイスを行います。

また、複雑化・巧妙化する特殊詐欺被害に対応するため、各種研修に参加し、消費生活相談の質の向上を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|----------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 狂犬病予防注射の割合 | % | 70.0 | 75.0 | 80.0 |
| 消費生活相談に対する解決割合 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

基本目標6 希望にみちた活気あるまち

基本目標 6 希望にみちた活気あるまち

6-1 協働のまちづくり



現況と課題

▶ 町民参加の必要性とまちづくりへの関心の課題

本町では、「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」に基づき、様々な手法により町民のまちづくりへの参画を促進してきましたが、人口減少や少子高齢化、核家族化などを背景に、地域が抱える課題も複雑化していることから、住民自治の更なる推進に向けた取組が求められます。

▶ 地域活動の継続支援

地方における少子高齢化、人口減少が進行する中、町民自らが率先してまちづくりに参画していくことが求められるようになっており、地域が抱える課題に対して、町民と行政がそれぞれの役割に応じた対応を行うことが重要です。

また、行政区や町内会をはじめとする自治組織が、地域振興や地域課題の解決に主体的に取り組むことが持続可能なまちづくりに不可欠となっています。

▶ 人権への配慮

男女共同参画*や国際化が広く社会に浸透し、多様な生き方が選択できる社会となってきました。まちづくりにあらゆる町民が対等な立場で参画できる環境づくりを進める必要があります。



個別施策

(1) 地域自治の推進

町民・議会・行政による新たな協働のまちづくりを推進します。また、町民と行政との情報共有を推進し、誰もがまちづくりに気軽に参加できる環境を整え、町民が主役のまちづくりを行います。

(2) 地域活動支援制度の確立

行政区や町内会の自主性や自立性を尊重し、地域コミュニティの強化につながる効果的な活動を促進します。また、地域で連携・協力し、主体的に地域の課題解決や活性化に取り組む自治組織の活動を支援します。

(3) 平等で公正な社会の実現

男女共同参画やLGBTQ+^{*}への理解を促進するとともに、国際化、多文化共生など、あらゆる人権課題に対応した社会環境の整備と意識啓発を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 町民提案事業提案延べ件数 | 件 | 37 | 67 | 92 |
| 美しい村づくり事業参加者数 | 人 | 388 | 550 | 550 |
| 町内会への加入率 | % | 96.0 | 97.0 | 98.0 |
| 小学校・中学校等における様々な人権課題に対応した学習の機会 | 回 | 7 | 9 | 9 |

基本目標 6 希望にみちた活気あるまち

6-2 デジタル改革の推進



現況と課題

▶ 地方創生の推進と地域活性化

本町では、人口減少や少子高齢化、各分野での担い手不足、地域経済の縮小など、様々な課題に直面しています。昨今における新型コロナウイルス感染拡大は、町内の各産業において大きな影響を与えるとともに、私たちの暮らしは新しい生活スタイルが求められるなど、急激な社会情勢への対応に備えなければなりません。

こうした課題を解決するためには、これまで取り組んできた地方創生の推進における様々な政策・施策の成果を最大限にいかしつつ、更なる地域活性化を図っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、デジタルは「便利なもの」から「必要不可欠なもの」へと変化していますが、デジタル化への不安感・抵抗感を持つ人も一定数存在しており、デジタル化の遅れが生じているともいわれています。

デジタル技術が急速に発展し、私たちの生活環境はより便利になっていますが、デジタルは地域課題を解決する鍵となることが予想されるため、デジタルトランスフォーメーション*（DX）の推進に向けた様々な政策・施策の展開が求められます。

個別施策

(1) DXの推進による地域課題の解決

本町の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタル技術を活用し、地域課題の解決や魅力向上を図ることで、地方創生の推進に取り組みます。

(2) ハード・ソフト両面でのデジタル基盤の整備

デジタル技術の導入と、それらを効果的に活用するためのデータ基盤を構築することで、地域全体のDXを加速させます。

(3) デジタル人材の活用

専門的な知識や能力を有し、デジタルを活用した地域課題の解決をけん引する人材として「デジタル人材」を活用し、町内への還流促進を図ります。

(4) デジタル化による豊かさの実感

地理的な制約、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさを実感できるまちづくりを目指します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|----------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| デジタル関連の国等の補助事業活用延べ件数 | 件 | 0 | 3 | 6 |
| 民間等と連携したデジタル関連の延べ取組数 | 件 | 0 | 5 | 10 |

基本目標 6 希望にみちた活気あるまち

6-3 移住・定住対策の充実



現況と課題

▶ 移住後の住居と仕事

移住・定住希望者の多様なニーズに対応するため、町内の住居に関する情報収集及び発信に努めていますが、町が発信する情報と移住・定住希望者が求める情報とのギャップが課題となっています。

また、町内における就労機会・雇用情報の不足により、希望に沿った情報提供が困難なケースも発生しており、更なる移住・定住の推進に向けて、このような課題を解決していく必要があります。

▶ 移住後のコミュニティ

日常における地域住民と移住者との関わりが、移住者の孤立を防ぎ、地域の生活に慣れ親しむことにつながることから、コミュニティ参加へのきっかけとなる場として、地域住民との交流の場を求める意見が多く寄せられていました。

このような背景から、移住経験を持つ町民等が集い、まち全体で移住者を支援する団体が2021（令和3）年度に創出されました。

▶ 空き家・空き地の有効活用

居住環境では、郊外の戸建て住宅での生活を求める方が多い一方、買い手が見つかりづらい等の懸念から、売買・賃貸が進まない未利用の空き家が散見されており、不動産の流動化が求められています。

空き家・空き地の有効活用により、住宅所有者と移住希望者とのニーズのミスマッチを解消し、地域の活性化が促進されるよう積極的な情報提供が必要です。

▶ 子育て支援と福祉対策

移住・定住を検討している幅広い年齢層の方々にとって、子育て環境や高齢者支援など町の福祉施策は重要な検討材料になります。

各年代に対する経済的な負担軽減対策や、子育て世代に対する成長過程ごとの切れ目ない支援、高齢者対策としての福祉施設の充実など、幅広い情報提供が求められます。一方で、産婦人科や小児科については、旭川市内への通院が必要であることに困惑される子育て世代の方が見受けられます。

個別施策

(1) 定住化に向けた情報提供

定住促進住宅・民間賃貸住宅への助成や町営住宅の空き状況等について情報提供を行い、移住者の住居の確保を図ります。

また、不動産事業者と連携し、定住に向けた多様な情報を集約することでの確かな情報提供を図るとともに、旭川空港へのアクセスの良さといった利便性の高い居住地であることについても発信していきます。

(2) 就労情報提供と町内関係団体との連携

移住者の就労の場の確保に関しては、庁内の関係部局及び町内の関係団体と連携し、働く場や起業に関する助成制度等について、情報収集及び提供を図ります。

また、本町の基幹産業である農業における就労機会の創出に向け、美瑛町農業振興機構や農業団体、農業者等との連携により、就農希望者の受入強化を図り、本町への移住・定住を促進します。

(3) まち全体で取り組む移住者支援

移住者をはじめ、移住検討者と町民とのつながりを創出させ、移住後も人とのつながりを育み、良好な関係が継続されるよう、町内関係団体と協働で移住者支援に取り組みます。

(4) 空き家・空き地の利活用

空き家対策の関係部署とともに「空き家情報バンク」に関わる売買・賃貸登録情報を共有しながら、不動産の有効活用や特定空き家化を防ぐ取組を継続するとともに、空き家・空き地の流動化を促進することで地域全体の活性化につながる取組を推進します。

(5) 横断的な相談体制の構築

保育園や幼稚園の情報、本町の各種子育て支援等について、関係部署との連携により情報提供を図ります。

また、子育て支援や高齢者支援等の福祉施策の充実により、誰もが安心して暮らせるまちであることを広く発信するとともに、移住希望者に対しまちの暮らしを丁寧に説明しながら、移住・定住の促進を図ります。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 移住・定住促進施策を通じた移住者数 | 人 | 58 | 80 | 100 |
| 移住・定住施策を通じた生産年齢人口の移住者数 | 人 | 46 | 65 | 80 |

基本目標 6 希望にみちた活気あるまち

6-4 関係人口の創出・拡大



現況と課題

▶ 人口減少、少子高齢化等による担い手不足

2020（令和2）年の国勢調査結果では、本町の総人口は1万人を割り込んでおり、若年層の流出とともに今後も加速度的に人口減少が進んでいくと予想されます。

これに伴い、あらゆる産業において担い手不足が懸念されており、持続可能で自立したまちづくりを実現するため、担い手不足の解消が求められます。

▶ 地域経済の縮小による負のスパイラル

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させてしまうという負のスパイラルから脱却するためには、町内企業や団体等の更なる活躍はもちろんのこと、町の主体的かつ戦略的な経済対策の展開により、町全体が町外の人との関わりを持つ機会を創出することが重要となります。

▶ 交流人口の減少による地域の魅力に触れる機会の減少

新型コロナ感染拡大の影響によりまちを訪れる観光客数が激減し、主産業の一つである観光業と観光に関連する各種産業に大きな影響を与えています。

これからは、様々なリスクに対応した観光の在り方を検討するとともに、あらゆる形で町と関わりを持つ応援者を増やす必要があります。



個別施策

(1) 地域内外の人と人とのつながりの創出

町内外をフィールドとしたワークショップやセミナーなどを積極的に開催し、多様な人々と地域課題を共有するとともに、町内外の人同士がつながるための「関わりしろ」を増やします。

(2) 企業や大学等との連携

町外、道外の企業や大学等と連携して、その豊富な知識やノウハウをいかし、まちに新たな人の流れを作ることによって地域課題の解決を図るとともに地域の活性化を促します。

また、地域資源をいかした新たなチャレンジを受け入れ、遊休財産の利活用を促進します。

(3) 新たな働き方・休暇の楽しみ方の提供

テレワーク^{*}やワーケーション^{*}など、新たな働き方を実現できる環境を提供するとともに、町内でしか体験することのできない観光・レクリエーションの提供により、関係人口の創出・拡大の機会を創出します。

(4) 応援してもらえるまちづくり

全国の方から美瑛町を応援してもらえるよう、まちの目指すべき方向性や具体的なプロジェクトを明確にし、ふるさと納税制度等の活用により応援を呼びかけるとともに、まちへの関心と関与を高めながら美瑛ファンの輪を広げます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------|-----|----------------|----------------|-----------------|
| ふるさと納税受入額 | 百万円 | 261 | 400 | 500 |
| 大学連携による事業数 | 事業 | 2 | 4 | 4 |
| 企業連携による事業数 | 事業 | 1 | 4 | 4 |
| 関係人口に関するイベント数 | 回 | 2 | 5 | 5 |

基本目標 7 行財政が健全で持続可能なまち

基本目標 7 行財政が健全で持続可能なまち

7-1 広報・広聴の充実



現況と課題

▶ 「広報びえい」による情報発信

本町では、月に1回「広報びえい」を発行し、まちの情報発信を行っていますが、町からの情報を一方的に伝える内容となっており、月1回の発行のため情報の提供が遅くなる場合があります。

今後は、町民が必要とする情報についての確に情報収集し、必要な情報を適時・適切に伝えることができる仕組みが求められます。

▶ SNSやホームページなどデジタル媒体を主体とした情報発信

町では、2020（令和2）年度からLINE*公式アカウントを取得し、SNSを活用した情報伝達を行っています。

しかしながら、SNSはサービスに登録している利用者の方にしか情報を伝えることができなため、いかに登録者を増やしていくかが課題となっています。

また、町ホームページは町民が入手したい情報を容易に検索できる運用に努めていますが、情報を検索しづらい、必要な情報が掲載されていない等の課題があります。

▶ 行政に対する町民の意見・要望の収集

町民が行政に対し気軽に意見や要望を伝えることができるよう、町内5箇所にご意見箱を設置しています。また、町ホームページには、町長にメールで直接問い合わせをすることができる問い合わせフォームを開設しています。

その他、誰でも気軽に町長と話し合える場として「びえい未来トーク」を行っています。



個別施策

(1) 「広報びえい」による情報発信

「広報びえい」については、「伝える」から「伝わる」広報紙への変革を進め、町民が知りたいと思う情報を的確に認識し、情報を伝えたい相手を定めた上で、分かりやすい情報を効果的に発信します。また、情報を速やかに伝えるため、デジタル媒体を活用したメディアミックス*を推進していきます。

(2) SNSやホームページなどデジタル媒体を主体とした情報発信

インターネットの普及により、様々なデジタル媒体で情報発信を行うことができるようになりました。今後は、町民に対し、LINE公式アカウントを活用した戦略的な情報発信に取り組みます。

町民が情報を得る手段としてSNSが必要不可欠なツールであると認識されるよう、価値ある情報発信を行うことで登録者の増加を図ります。

行政情報のアーカイブ*としての機能を有したホームページの構築に取り組み、各種情報媒体からホームページへの誘導を促進します。

(3) 行政に対する町民の意見・要望の収集

町民からの多様な意見・要望を聞くことができるよう、引き続き、ご意見箱・問い合わせフォーム、未来トークなどの各種取組を推進します。

寄せられた町民の声に対して、町としての考え方や対応策などをホームページ上で公開するなど、町民と行政との双方向による情報共有に取り組みコミュニケーションを深めます。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|---------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 美瑛町ホームページアクセス件数 | 件 | 969,486 | 1,100,000 | 1,200,000 |
| 美瑛町LINE公式アカウントの登録者数 | 人 | 2,009 | 2,400 | 3,300 |

基本目標 7 行財政が健全で持続可能なまち

7-2 健全な財政運営



現況と課題

▶ 基金総額の確保

2021（令和3）年度決算に基づく基金（土地開発基金を除き、備荒資金組合^{*}超過納付金を含む。）総額は41億6,200万円となっています。

今後も必要な事業を実施するための貴重な財源として基金を活用しますが、同程度の基金残高を維持することにより、将来的な町政運営の安定化を図る必要があります。

▶ 適正な財政健全化判断比率の維持

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき毎年算定している財政健全化判断比率について、現時点においては財政の早期健全化が望まれる「早期健全化基準」に該当していない状況にあります。

今後とも現在の水準を維持し、健全化基準に該当しない財政運営を行う必要があります。

▶ 町有財産の適正な維持管理

人口減少や社会構造の変化などが進む中で、社会基盤であるインフラ施設や各公共施設の適正な管理が必要となっています。未利用となっている町有財産の有効活用や老朽化対策、施設の廃止も含めた検討を進め、時代に即した公共施設の在り方を検証し、適正な規模での維持管理を行う必要があります。

▶ 財源の確保

安定したまちづくりの実施のため、これまでも町税をはじめとした財源の確保に取り組んできました。各事業の実施に当たっては、国や北海道の補助事業や交付税措置のある取組を推進していますが、今後においてはこれまでの取組に加え、民間と連携した取組など新たなまちづくりの在り方についても検討を進める必要があります。

個別施策

(1) バランスの取れた事業計画の策定

各年度で実施が見込まれる事業について財源の見通しを立てることで歳入と歳出の均衡を図り、必要とされる事業について着実に実施しながら、将来にわたって安定した行政運営が行える財政基盤を維持します。

(2) 精密な財政運営計画の構築と計画的な事業実施

今後の財政運営の指針となる「美瑛町財政運営計画」の数値見通しを精密化し、計画と実績との乖離を抑制することで、より現実的な将来見通しを行います。また、財政見通しを踏まえた計画的な事業の予算化と計画に沿った事業の実施により、健全な財政状況を維持します。

(3) 各公共施設の維持管理方針の作成と実践

インフラを含めた各所管施設ごとの現状把握と今後の対応方針を具体的に定め、効率的な維持管理を行うための基礎とします。また、台帳整備など資産の適切な整理を図り、町有財産の改廃を含めた財産管理について検討します。

(4) 財源の安定確保に向けた取組

国や北海道の補助事業、各団体等が実施している補助メニューを有効活用し、町単独の負担となる一般財源の支出を抑制します。

税負担の公平性と納税秩序の維持を図るため、納税相談や滞納処分を適切に行うとともに、上川広域滞納整理機構などと連携した取組を実施し、安定した税収の確保に努めます。

(5) 新たな財源の確保に向けた取組の実践

個人や企業によるふるさと納税や特定のプロジェクトに対して支援を募るガバメントクラウドファンディング[※]など、本町のまちづくりを応援いただける方々からの支援による事業の在り方を検討し、民間との協働による取組を推進します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|-------------------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 土地開発基金を除き、備荒資金組合超過納付金を含んだ基金総額 | 千円 | 4,162,000 | 4,500,000 | 4,500,000 |
| 連結実質赤字比率 [※] | % | ▲ 19.6 | ▲ 17.0 | ▲ 15.0 |
| 実質公債費比率 [※] | % | 11.6 | 10.0 | 9.0 |
| 将来負担比率 [※] | % | 41.2 | 55.0 | 55.0 |

基本目標 7 行財政が健全で持続可能なまち

7-3 効率的な行政運営



現況と課題

▶ 民間企業との連携による行政サービスの提供

指定管理者制度などの活用によって、民間企業の経営ノウハウをいかしたサービスの提供や運営コストの削減など、行政とは異なる視点からの効果的な運営が期待できます。

今後は、これまで以上に行政と民間企業とが連携し、発展した取組を進める必要があります。

▶ 公共サービスの低下と自治体間格差の拡大

全国的な人口減少や少子高齢化が進行する一方で、大都市圏に人口が集中することにより、地方においては人々が安心して快適に暮らしていくための基盤が損なわれつつあり、行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念されます。

小さなまちが教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し運営していこうとする考え方には限界があり、いわゆるフルセット主義^{*}を見直さなければなりません。

▶ 行政改革の推進

多様化し増大する住民ニーズに的確に対応するため、行政改革の取組を一層発展させ、創意工夫による事業選択や経費の抑制、デジタル技術の活用等により、住民の理解と協力のもとで組織の更なる効率化を図ることが求められています。

また、各種行政手続のデジタル化等を進めるため、マイナンバーカードの普及、電子申請手続の方法の周知及び情報格差の解消等を推進する必要があります。

▶ 行政機構と職員体制の見直し

町内人口に則した組織機構とするため、「美瑛町定員適正化計画」に基づく計画的な定員管理を行う一方で、増加していく行政事務や多様化する住民ニーズに的確に対応できる体制づくりが求められています。

▶ 職員の能力・資質向上

職員の基礎的な能力に基づいた政策形成力等の向上と、多種多様な行政運営に必要な創造力豊かな発想を持った人材の育成、確保、意識改革を図る必要があります。

個別施策

(1) 公民連携による行政サービス等の提供

多様化する町民ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用するなど、公民連携による地域の活性化や質の高いサービスの提供に向けて取組を進めます。

(2) 活力ある社会経済を維持するための拠点の形成

旭川大雪圏域連携中枢都市圏の形成を契機に、個々の市町が行政のフルセット主義を排し、自治体間で有機的に連携することにより、圏域住民の生活機能等を維持確保します。

大雪地区広域連合や一部事務組合が行う行政サービスの共同実施により、広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応します。

(3) 行政改革の推進

「美瑛町行政改革大綱」に基づき、社会情勢と町民ニーズを反映した効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

また、町民の各種申請手続の負担を軽減するため、「行かない」「待たない」「書かない」で可能となる手続の方法を検討します。

(4) 効果的な行政組織の構築

将来人口に見合う行政規模を確立し、適正な行政機構となるよう、必要に応じた行政機構と職員体制の見直しを行い、質の高い公共サービスを効果的に提供します。

(5) 職員の政策形成力・行政運営能力等の向上

人材育成策による職員の資質向上、職員研修の充実、自学活動を促進するほか、職員の意識改革につなげるための人事評価制度の確立を目指します。

達成目標

| 指標名 | 単位 | 令和3年度 (実績値) | 令和9年度 (評価値) | 令和14年度 (目標値) |
|----------------------|----|----------------|----------------|-----------------|
| 指定管理者制度による施設の管理数 | 施設 | 21 | 21 | 21 |
| 連携中枢都市圏連携事業数 | 事業 | 28 | 34 | 38 |
| 行政改革大綱における実施項目の実施率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 職員定員適正化計画における目標値の達成率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 人事評価制度の実施率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

資料編



1. 第6次美瑛町まちづくり総合計画 策定経過

■ 美瑛町共有ビジョンまちづくりワークショップ

| 時期 | 策定経過 |
|----------------|--|
| 2020（令和2）年 11月 | ●（第1期）第1回まちづくりワークショップ |
| 2021（令和3）年 2月 | ●（第1期）第2回まちづくりワークショップ |
| 3月 | ●（第1期）第3回まちづくりワークショップ |
| 4月 | ●（第1期）第4回まちづくりワークショップ |
| 7月 | ●（第1期）第5回まちづくりワークショップ ●（第1期）第6回まちづくりワークショップ |
| 9月 | ●（第1期）第7回まちづくりワークショップ |
| 11月 | ●（第2期）第1回まちづくりワークショップ |
| 12月 | ●（第2期）第2回まちづくりワークショップ |
| 2022（令和4）年 1月 | ●（第2期）第3回まちづくりワークショップ |
| 2月 | ●（第2期）第4・5回まちづくりワークショップ ●（第2期）第6回まちづくりワークショップ |

■ 基礎調査

| 時期 | 策定経過 |
|---------------|------------------------------------|
| 2021（令和3）年 3月 | ● 産業連関構造分析 |
| 7月 | ● 買い物と暮らしに関するアンケート調査 |
| 12月 | ● 漏れ穴分析 ● ポートフォリオ分析 ● ひび割れ分析 |

■ 計画策定

| 時期 | 策定経過 |
|---------------|---|
| 2022（令和4）年 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回企画委員会 ● 職員研修 ● 第1回まちづくり委員会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第2回企画委員会 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町長ヒアリング ● 各課ヒアリング |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第2回まちづくり委員会 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第3回まちづくり委員会 ● 第3回企画委員会 |
| 12月～ | <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント（令和5年1月30日まで） |
| 2023（令和5）年 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第4回企画委員会 ● 第4回まちづくり委員会 |

2. 美瑛町まちづくり委員会名簿

| | 役職 | 氏名 |
|----|-----|--------|
| 1 | 委員 | 森部 富士樹 |
| 2 | 委員 | 大関 匡志 |
| 3 | 会長 | 井口 真幸 |
| 4 | 委員 | 山前 幸介 |
| 5 | 委員 | 源津 憲昭 |
| 6 | 委員 | 大西 智貴 |
| 7 | 副会長 | 佐々木 良榮 |
| 8 | 委員 | 村上 真美 |
| 9 | 委員 | 京屋 愛子 |
| 10 | 委員 | 橘高 博行 |
| 11 | 委員 | 小形 健市 |
| 12 | 委員 | 中家 良太 |
| 13 | 委員 | 花輪 紀宏 |
| 14 | 委員 | 井沢 誠 |
| 15 | 委員 | 大波 太郎 |
| 16 | 委員 | 竹内 百合 |

※ 順不同、敬称略

3. 企画委員会名簿

| | 課名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|----------|------|-------|-----|
| 1 | 総務課 | 課長補佐 | 真鍋 大輔 | |
| 2 | 税務課・会計課 | 課長補佐 | 佐藤 誉修 | |
| 3 | 住民生活課 | 課長補佐 | 大庭 路世 | |
| 4 | 保健福祉課 | 課長補佐 | 谷口 雄二 | |
| 5 | 商工観光交流課 | 課長補佐 | 鈴木 誠 | |
| 6 | 農林課 | 課長補佐 | 細谷 侯仁 | |
| 7 | 文化スポーツ課 | 課長補佐 | 松本 光昭 | |
| 8 | 建設水道課 | 課長補佐 | 滝沢 里志 | |
| 9 | 農業委員会 | 庶務係長 | 佐藤 衡一 | |
| 10 | 教育委員会管理課 | 課長補佐 | 三浦 誠 | |
| 11 | 町立病院事務局 | 次 長 | 得能 理 | |
| 12 | 議会事務局 | 次 長 | 才川 育世 | |
| 13 | まちづくり推進課 | 課 長 | 新村 猛 | 委員長 |

※ 順不同

4. 用語の説明

| | 用語 | 意味 |
|---|------------------|--|
| あ | アーカイブ | ある体系に基づいて編纂し、目的があって保存された情報や文書の集合体。 |
| | 空き家情報バンク | 空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、本町への定住等を目的として空き家の利用を希望する人に対し紹介する制度のこと。 |
| | アセットマネジメント | 水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。 |
| | オンライン | コンピューターがインターネットにつながっている状態のこと。 |
| か | ガバメントクラウドファンディング | 自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組み。 |
| | 関係人口 | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。 |
| | 基幹水利施設管理事業 | 都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる事業。 |
| | 公衆無線LAN | 多数の利用者（公衆）を相手として、無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスのこと。 |
| さ | 再生可能エネルギー | 太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの。 |
| | サプライチェーン | 商品の原材料調達から生産加工や在庫管理、流通や販売、各プロセスに携わる物流など、商品の開発から消費者の手に渡るまでの一連の流れのこと。 |

| | 用語 | 意味 |
|---|-------------------|---|
| さ | シェアカー シェアサイクル | 他の人と自動車や自転車をシェア（共有）し、必要なタイミングで自動車や自転車を利用するための仕組み。 |
| | 実質公債費比率 | 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。 |
| | 指定管理者制度 | 公共施設の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。 |
| | 将来負担比率 | 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。 |
| | スクールカウンセラー | 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う人材。 |
| | スクールソーシャル ワーカー | 児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携を一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在。 |
| | ストックマネジメント | 下水道におけるストックマネジメントとは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを指す。 |
| | スマート農業 | ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。 |
| た | 成年後見制度 | 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。 |
| | 多面的機能支払交付金 | 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする国の事業。 |

| | 用語 | 意味 |
|---|--------------------|--|
| た | 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。 |
| | 地域共生社会 | 地域・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。 |
| | 「地域林政アドバイザー」制度 | 市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図る制度。 |
| | 地理的表示（GI）保護制度 | その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。 |
| | デジタルトランスフォーメーション | ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。一般的に、DXと表記する。 |
| | テレワーク | ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。 |
| は | 働き方改革 | 「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」等の課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすること。 |
| | ハザードマップ | 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。 |
| | バリアフリー | 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。 |
| | びえいK♡U（健幸♡嬉しい）宣言事業 | 健康づくりを目的とした自主的な活動に対し、ポイント（マイル）が貯まる健康づくりの応援事業。 |
| | ビエイティフル | 美瑛町の厳選された特産品だけを集めたプレミアムブランド。 |

| | 用語 | 意味 |
|---|--------------|---|
| は | 備荒資金組合 | 災害による減収を補填し、又は災害応急復旧事業その他災害に伴う費用に充てるための積立金に関する事務を共同で処理することを通じて、相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることを目的とした組合。 |
| | フルセット主義 | 市町村が、教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し運営していこうとする考え方のこと。 |
| | ペアレント・トレーニング | 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指した活動。 |
| | ペアレント・プログラム | 子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのこと。 |
| | ボランティアポイント事業 | ボランティア活動を行った際に、実績に基づいてボランティアポイントを付与し活動を促進する事業。 |
| ま | メディアミックス | 商品を広告・CMする際に、特性の異なる複数のメディアを組み合わせることにより、各メディア間の補完と相乗効果によって認知度を高め購入意向を喚起する手法。 |
| | 木質バイオマス | 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く。)」のことをいう。なかでも、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。 |
| や | ユニバーサルデザイン | あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| ら | 連携中枢都市圏 (構想) | 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。 |

| | 用語 | 意味 |
|-----|-------------|--|
| ら | 連結実質赤字比率 | 公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。連結後の数値が黒字となっている場合は「数値なし」となるが、参考としてマイナス数値が算出できることからその値を掲載している。 |
| | ワーケーション | テレワーク等を活用し、リゾート地や国立公園等、普段の職場とは異なる場所で地域の魅力に触れながら仕事を行う働き方のこと。 |
| わ | ワンストップ窓口 | 1つの窓口で手続きを完結できるよう、各種手続きにおける住民の窓口を集約する取組。 |
| | A I | A I は Artificial Intelligence の略であり、人間の思考と同じように動作する仕組みのこと。 |
| A-Z | A L T | Assistant Language Teacher の略であり、外国語指導助手のこと。 |
| | B e コイン | 美瑛町独自の電子地域通貨で、スマホアプリやカードを利用した美瑛町内のみで使えるキャッシュレス決済サービス。1ポイント＝1円としてお買い物をはじめ、行政サービスの利用やボランティアの参加によってポイントを貯めることができる。 |
| | D V | Domestic Violence の略で、家庭内において優位な立場の者が、その他の家族に対して行う暴力（言葉の暴力、精神的、経済的暴力を含む。）のことを指す。 |
| | E V | Electric Vehicle の略で、電気自動車のこと。 |
| | F C V | Fuel Cell Vehicle の略で、燃料電池自動車のこと。 |
| | I C T | Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。 |
| | L G B T Q + | レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（自分の性の在り方について「わからない」「迷っている」「決めたくない」人）、プラス（性はとても多様であり、包括的な意味を持たせるもの）の、それぞれの頭文字をとったもの。 |

| | 用語 | 意味 |
|-----|------------------|--|
| A-Z | L I N E | スマートフォンやタブレット、パソコン等で利用できるコミュニケーションアプリ。 |
| | M a a S | Mobility as a Service の略で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。 |
| | P H E V | Plug-in Hybrid Electric Vehicle の略で、ハイブリッドカーに外部充電機能を加えた自動車のこと。 |
| | Q O L | Quality Of Life の略で、人生における個人の価値観としての「生活の質」のことを指す言葉。 |
| | S N S | ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 |
| | 「YES! clean」認証制度 | おいしくて、カラダにも地球にも優しい自然由来の農産物であることを保証する、北海道独自の表示制度のこと。 |
| 0-9 | 3 R | リデュース (Reduce:ごみの排出抑制)、リユース (Reuse:製品、部品の再利用)、リサイクル (Recycle:再資源化) の頭文字を取った、捨てられるごみを減らすための手段のこと。 |
| | 6次産業化 | 農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくこと。 |

